



やはり沖縄というところは、国内において唯二戦地になつたところであります。そういう意味では、沖縄の方々に思いをはせるときには、大変な思いの中で、戦後、戦中も含めてでありますけれども、御苦労されてこられた、これを我々はしっかりと受けとめなきやならぬと思ひますし、その地域に全国から多くの兵士が行かれたわけでございまして、その方々が、まだ、無念にも、それぞれの国に帰還ができないないということは、これは大変つらいことでござります。

性があるならば、そういうものに関してはこれからもDNA鑑定を進めてまいりたいというふうに思つております。

○横路委員 次に、硫黄島の収容についてお伺いします。

骨収集の件でございますが、お話しのとおり、滑走路の下の御遺骨やこう、これは先ほど五つあると言われていますが、これを確認するために、平

○横路委員 戦没者の遺骨の帰還というのは、昭和二十七年に南方地域から始まりまして、平成三年からは旧ソ連地域でも、抑留中に亡くなつた方々の遺骨の帰還というのは可能になつたわけでございます。

私は、どうも、必ずしも日本政府が熱心だつた  
というようには思われない幾つかの点があるんで  
す。  
硫黄島は一九六八年に返還されていますから、  
もう既に四十五年たつて、いるんですね。あそこ

成二十三年度から、高性能地中探査レーダー、  
ちょっとと写真があるんですが、こういうものですが、試作をして、現在、レーダーを用いて調査を  
継続しております。

なるべく多く、そして一刻も早く、そういうふ  
方がそれぞれのふるさとへお帰りになられます  
ことを我々としても応援していきたいというふうな  
に思つております。

けれども、今までに、旧ソ連地域からの遺骨については、割と埋葬者の資料もはつきりしているということもありまして、一定の条件で調査していただきまして、これは八百五十六柱が家族のところに戻っております。

沖縄からは、状況のわかる、どこの部隊でどういう状況なのかという判別可能性のあるところ、それから、南の方は割とDNAの検出そのものも難しいというよう聞いていますが、条件のなかなつていてる場合には、できるだけ今後もDNAの鑑定に協力していただきたいというように思いますが、いかがでしょうか。

**○田村国務大臣** 今委員おつしやられましたとおれども、寒いところと暖かいところでは、年月がまたつとDNAというものの検出がなかなか難しいというようなお話はあるようでございますが、断片的に見つかるDNAといいますか、DNAが全てわかるのではなくて断片的に見つけられる、そういうものの中でも、そもそも、大体、この部隊が、このような方々がその地域でお眠りになつておられるというようなことが推測できるのであるならば、DNAの断片であつても、御遺族の方々と照合する中で、そういうものが発見される可能性

**○田村國務大臣** 戰没者の皆様方は、まさに國の命令で戦地に行かれて、無念の中に命を落とされた方々でございます。この方々の御遺骨を御帰還するというのは、やはり國の責務でありますから、これに関しましては、これからもしつかりと取り組んでいかなければならぬというふうに思つて

現在までの状況はどういう状況なのかということを、防衛省の方、左藤政務官が来られていますね、お答えいただければと思います。  
**○左藤大臣政務官** おはようございます。防衛政務官左藤章でございます。

今、黄格先生からお話をありました流黄島の貴

これは、菅総理大臣のときに、平成二十二年に特命チームをつくるんですね。特命チームをつくるて、アメリカの国立公文書館などを調査したところ、二カ所、埋葬しているところがわかつたわけですよ。

そこで大量に発掘ができたということと、戦後、滑走路拡張工事をアメリカの海軍がやった資料が出てきまして、その資料を見ますと、滑走路と滑走路の周辺の下に、どうも五つの地下ごうがあるようだ、十メートルぐらい下らしいんですけども。そこにたくさんのお墓があるという証言もあり、元兵士の皆様からあって、これは一応政府の方で、防衛省が中心になつて、レーダーで捜索して地中を調べるということになつて、去年からその作業を始めております。

また、二十五年度においても、昨日、三月二十日、硫黄島からの遺骨帰還推進に関する関係省庁会議というものがございまして、政府の取り組みとして決定されました平成二十五年度硫黄島からの遺骨帰還の取組方針、これに従いまして、先ほど申し上げました高性能地中探査レーダー等を用いて、今後とも、調査をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○横路委員 滑走路の下に日本のために戦った元兵士の遺骨があつて、その上を自衛隊の飛行機が離発着するというのは、やはりこれは国民的な感情としても許せないわけでして、いろいろな証言から、前から言われていたんです、あの滑走路の下にあるんじやないかという話は。

ただ、今度、資料が出てきたのですから、そ

それで今調査してもらっているということで、これ  
がもしはつきりすれば、少々滑走路を壊すにして  
も、やはり収容をちゃんとするということが原則  
だと思いますが、大臣、どう思いますか。

**○田村国務大臣** 御遺骨があられるかどうか、調  
査を今しておるわけですが、まして、当然、そこ

また、二十五年度においても、昨日、三月二十日に、硫黄島からの遺骨帰還推進に関する関係省庁会議というのがございまして、政府の取り組みとして決定されました平成二十五年度硫黄島からの遺骨帰還の取組方針、これに従いまして、先ほど申し上げました高性能地中探査レーダー等を用いて、今後とも、調査をしながら進めさせていただきたいと思っております。

兵士の遺骨があつて、その上を自衛隊の飛行機が離発着するというのは、やはりこれは国民的な感情としても許せないわけでして、いろいろな証言から、前から言われていたんです、あの滑走路の下にあるんじゃないかという話は。

ただ、今度、資料が出てきたのですから、それで今調査してもらつてあるということで、これがもしはつきりすれば、少々滑走路を壊すにしても、やはり収容をちゃんとするということが原則だと思ひますが、大臣、どう思いますか。

**○田村国務大臣** 御遺骨があられるかどうか、調査を今しておるわけですがございまして、当然、そこ

に御遺骨があられるということがわかります

ばかりと御遺骨に御帰還いたくよう努めをしな  
きやならぬというふうに思つております。

○横路委員

アメリカの国立公文書館調べて、それをきつかけにしてあちこち調べた結果わかつたわけですね。しかし、もう戦争が終わってから六十八年、硫黄島が返還されてから四十五年もたつてゐるわけなので、やはりいかにも遅いなと感じはします。

一つは、アリューシャン列島のアツツ島でござりますので、この機会にお尋ねをしたいと思いま

アツツ島は、御承知のとおり、最初の玉碎地と

言われているところでございまして、アラスカから来る米軍を防御するという意味での日本の前線

基地だつたんですね。二千五百人いまして、昭和

十八年の五月十二日に一万一千名のアメリカ軍が

ここに上陸してきたわけですよ、どうも上陸した

後で日本の方はわかつたらしいのですけれども。

ところが、武器弾薬、食料が不足しているとい

うので、大本營に増援の要請をしたけれども、断

られるんですね。それから、大本營の方から、撤

退する船も用意できないというので、五月十二日

に上陸され、五月二十三日に玉碎の指示を出す

わけです、大本營が。最後に至らば潔く玉碎しろ

というわけですよ。

アメリカの戦史などを見ていますと、最後はや  
はり、数百人残つた人たちが、みんなで足を結わ  
いて、お互いに結んで、そしてわっと声を上げて  
突撃してきたというんですね。もう弾薬も撃ち尽  
くして、ありませんから、くわと棒を持つていた  
というようにアメリカの戦史では表現されています。

そういう玉碎なんですが、これが美化されまし  
て、歌までつくられて、後の玉碎にずっとつな  
がっていくわけですよ。これは、戦陣訓、東条英

機が陸軍大臣のときにつくつた、要するに、生き

て虜囚の辱めを受けるな、捕虜になるなという、  
かりと御遺骨に御帰還いたくよう努めをしな  
きやならぬというふうに思つております。

○横路委員

これがベースになつて、多くの軍人、あるいは民  
間人も、サイパンなどもそうですけれども、亡く  
たつたということになつています。

ここで戦没した方が二千六百三十八人で、三百

二十名収容と言わわれてゐるんですね。この収容と

いうのは、私の承知しているところでは、アメリ

カ軍が、戦いが終わつた後で収容して、これはど

こかに保管していたんですね。それが大体三百二  
十人ぐらいだつたんじやないかと思います。どう

ここに二千三百人の御遺骨が残つてゐるわけです  
よ。こつちは北の地域ですから、ちゃんと調査す  
れば収容することはできるんじやないかと思うん  
です。

これがどういう状況なのか、どうしてこんなこ  
とになつてゐるのかということを、厚生労働省の

方でおわかりになればお答えいただきたいと思ひ  
ます。

○田村國務大臣

アツツ島の御遺骨の帰還事業であります  
が、今先生おつしやられましたとおり、  
御遺骨で御帰還をされているのが三百二十柱とい  
うことです。

これがどういう状況なのか、どうしてこんなこ  
とになつてゐるのかということを、厚生労働省の

方でおわかりになればお答えいただきたいと思ひ  
ます。

○泉政府参考人

お答えいたします。

先生から御指摘のありましたように、まだ遺骨  
の帰還が、数から見て、なかなか進んでいない地  
域は各地でござります。これは個別に見ていく  
と、いろいろなそれぞれの相手の国の事情とい  
うのがございまして、今、アツツ島については、大  
臣からお答え申し上げましたように、環境影響評  
価というのを先方から求められている、先方と調  
整している、こういうような状況でござります。

これはアラスカ州のアンカレジのフォート・リ  
チャードソン米陸軍基地内に改葬をされた二百三  
十六柱を含むということです。そこでお尋ねをさせて  
おきますが、昭和二十八年度に二回実施を、遺  
骨収容ということでいたしまして、三百十八柱とい  
うことです。これはアラスカ州のアンカレジのフォート・リ  
チャードソン米陸軍基地内に改葬をされた二百三  
十六柱を含むということです。そこでお尋ねをさせて  
おきますが、昭和五十三年度に二  
柱を収容させていただき、三百二十柱を収容させ  
ていただいているということです。

現状でございますが、米国と調整をいたしてお  
るんですけども、平成二十一年に、この遺骨取  
容に当たつて、御帰還事業に当たつては、環境影  
響評価が必要であるということを米国から言われ  
ておりまして、それに関して今調整をしておると  
いうふうに思つております。

いう状況でござります。

いずれにいたしましても、調整の上、一刻も早  
くこの御収容をさせていただくべく、帰還事業の  
方を進めてまいりたいというふうに思つております。

○横路委員

このアツツ島の玉碎の後に、その年の十一月に、タラワ島、マキン島で五千人近くが  
玉碎しているんですね。ここも、これはギルバート諸島ですが、五千五百人亡くなつて、遺骨収容はわずか二百六人、国でいいますとキリバスです、こういう状況なんですね。

意外と、玉碎地はアメリカ軍の統治下に置かれ  
ていて、かなり遺骨収集というのが、どうなんで  
しょうか、余り積極的にやらなかつたのか、アメリ  
リカ側の方が余りいい返事をしなかつたのか。こ  
れを見てみると、パラオはいいんですが、例え  
ばマーシャル諸島とか、パプアニューギニアの  
ニューブリテン島とかいうところの遺骨収集率と  
いうのは非常に低いですね。

これは今もやつてゐるんでしょうか。それか  
ら、何かそういう障害があつたのか。こんなに状  
況が悪い、五千人のうちの二百柱しか収容でき  
てないというのは、どういうところに問題があつ  
たんでしょうか。

これは今もやつてゐるんでしょうか。それか  
ら、何かそういう障害があつたのか。こんなに状  
況が悪い、五千人のうちの二百柱しか収容でき  
てないというのは、どういうところに問題があつ  
たんでしょうか。

○丸川大臣政務官

横路議員にお答えをさせていただきます。

協定といいますか、覚書なんだとございますけれ  
ども、これは実は、インドネシアの政府の方か  
ら、平成二十一年の十月に覚書をつくりました  
とすることで提案がございましたが、一方で、平  
成二十一年ですが、その翌年に、インドネシアの  
国内法で、文化財に関する国内法というのができ  
ました。インドネシア政府が、この法律の解釈と  
して、御遺骨が国外に持ち出しが禁止される文化  
財に該当する可能性があるというような見解が示  
されました。

日本の政府といたしましては、この法律の解釈  
といものをきちんと確定してほしい、つまり、  
御遺骨が持ち出し禁止の文化財に該当するのかし  
ら、何が該当するのかということをきちんと確定して、持ち帰  
れるようにしてほしいということで働きかけをいた  
しました。インドネシア政府とユネスコですか  
れの話をしていただいておりました。

その間、平成二十一年の間は、残念ながら、こ  
れまでやつておつたような個別に遺骨帰還事業  
のお願いをして、させていただきました。

いうふうに思つております。

○横路委員 しかし、大体、今挙げたのは、ギル  
バート諸島、マーシャル諸島、ビアク島、アンガ  
ウル島、ペリリュー島、ニューブリテン島とい  
うのは、これは玉碎したところですよね。だから、  
それぞれいろいろな事情があるかないかといつたつて、調べれば必ず

あるはずなんで、いずれにしても、しっかりと、諦  
めることなく調査を続けていただきたい。

それぞれいろいろな事情があるとうなれば、この  
事情をやはり解決してほしいなというように思  
います。例えば、インドネシアなんかはまだ政  
府との間の協定が締結されていないんですね。戦  
後六八年もたつて、インドネシアとの間とい  
うのは極めて友好的な関係なので、どうしてこの遺  
骨収集についての協定ができるのか、向こうの  
国にも何らかの事情があるのか、この辺はどうな  
んでしょうか。

その事情をやはり解決してほしいなというように思  
います。例えば、インドネシアなんかはまだ政  
府との間の協定が締結されていないんですね。戦  
後六八年もたつて、インドネシアとの間とい  
うのは極めて友好的な関係なので、どうしてこの遺  
骨収集についての協定ができるのか、向こうの  
国にも何らかの事情があるのか、この辺はどうな  
んでしょうか。

そのは極めて友好的な関係なので、どうしてこの遺  
骨収集についての協定ができるのか、向こうの  
国にも何らかの事情があるのか、この辺はどうな  
んでしょうか。

ともストップをしてしまいました。ようやく平成二十四年度、昨年の六月になつて、その法律の解釈というものがインドネシア政府の方で確定して、御遺骨に関しては国外への持ち出し禁止に当たる文化財ではないということになつたので、去年の九月、それでは協議をいたしましようということになりましたして、こしの三月になつて遺骨還事業の実施が再開されまして、まさにけさ、およそ丸一年ぶりにインドネシアから御遺骨が帰還されました。

こういうことでござりますので、現在は、解釈が確定した上で、覚書をつくるべく協議をさせていただいているところでございます。現状、そのようなことでござります。

○横路委員 やはりいかにも遅いという感じですね。

アメリカは、例えば朝鮮戦争のアメリカ兵の遺骨の発見、あれは、北朝鮮と別に国交もないし、関係もよくない間でも、ずっとやっているんですね。それから、ベトナムと国交を回復するときに、アメリカ兵の遺体や何かの発掘に協力するというのが前提になつて国交を回復しているんですね。だから、何かそういう契約をいろいろな国との間で結ぶチャンスというのはあつたような気がします。

もう一つ、ミヤンマーの問題なんですが、つい最近、タイの民間団体のタイ日教育開発財団というのがあります。ここがミヤンマーの少数民族の連合組織である統一民族連邦評議会と共同で、遺骨情報の調査をするということを決めたんですね。これはタイの団体でして、今までどういうことをやつているかというのを調べてみましたら、長崎や広島の原爆のスター展とか、それから日本の震災やタイの洪水のときの募金活動ということをやつているんだですね。

ミヤンマーは政情不安でいろいろございましたけれども、どうも、こういうのを民間がやって、政府は一体何をやつているんだという気持ちがやはりします。

すか。調べれば、これだけ多くの人々が亡くなつてゐるわけですから、と思います。

ただ、あそこもいろいろと少数民族の関係があつて、地域的にはかなり複雑な点もありますから、簡単ではないのはわかるけれども、しかし、やはり政府がやるべきことだというようにも思いますが、いかがでしようか。

○田村國務大臣 ミヤンマーのお話をいただきました。

まだ四万五千六百十柱の御遺骨が残つておるのではないかというふうに予想されるわけであります。ですが、今も委員おつしやられましたとおり、ミヤンマーは非常に政情不安でございましたので、平成十五年度からこの帰還事業がスタートをいたしておりまして、向こうの政府が一應容認された地域に関しましてこの御遺骨の事業をやつております。それで、二十三年度に七柱を収容したという状況であります。

おつしやられましたタイ日教育開発財団といふ民間団体でありますけれども、ここが情報をお持ちのようございますので、ここと協力をしながら、これから精度の高い情報等々に関しましては、我々しっかりと対応をさせていただきたいと、いうふうに思つておりますが、とにかく、まだまだ政情不安なところもございますので、そのところを向こうの政府としっかりと連絡調整をとりながら、これからも帰還事業の方を進めさせていただきたいというふうに思つております。

○横路委員 もつと一つ一つ議論を本当はしなければいけないのかもしませんが、いろいろな事情はあるにしても、もう戦争が終つて六十八年もたつて、こういう状況でござります。

特に、アツツ島は玉碎、それからミヤンマーはインペール作戦という史上最悪の作戦というようなことで、六十八年たつていますけれども、問題過はどうだったのかとか、沖縄戦の前に戦争をやめることはできなかつたのかとか、いろいろなことがあります。日本の国の手で、戦争に至る経過はどうだったのかとか、沖縄戦の前に戦争をやめることはできなかつたのかとか、いろいろな

点、やはりしっかりと我々は向き合つていかないとござります。これは、ほとんどそのままにしていて、放置しているんですね。七三一部隊なんといふのは、あれに関係したのは東大や岡山大学の公衆衛生の医者が中心なんですけれども、生体実験をやって、あの資料は全部米軍に渡して、本人たちは何の責任もとらないで、その後、みんな、公衆学会の会長をやつたり、大学の学長をやつたり、都道府県の衛生部長をやつたりしているんです。

やはり、こういうこと、もうちょっと我々は歴史と向き合つて、総括することをしっかりと総括しないと、このままするするするといって、遺骨の収集も、これは本当に、六十八年たつてまだこんな状態なのかという思いがいたします。

ぜひ、田村大臣のもとで積極的に少し、いろいろな事情があるにしても、それをやはり乗り越える努力をすれば、硫黄島がいい例なんですよ。だからアツツ島だって、あるいは資料がアメリカのどこかにあるかもしれない。だから、そういうことをもうちょっと調べて、早くやはり処理して、できるだけ、家族のもとに帰ればいいわけですが、せめて日本に戻すということをしっかりとやつていただきたいというふうに思います。

最後に田村大臣の決意をお伺いして、この問題を終わりにします。

○田村国務大臣 今委員おっしゃられましたとおり、どういう理由でという部分をもう一度精査させていただきながら、一方で、確實にお眠りになつておられるところがあるわけでござりますから、そういうところには、御遺骨を何としても帰還するために我々も全力を尽くしていかきやならないわけでございますので、もう一度、いろいろな理由を精査しながら、一刻も早く御帰還いただくよう努をしてまいりたいというふうに思ひます。

ただきたいと思います。

次に、駐留軍で働いている労働者に関連してお伺いします。

今後、米軍の再編に関連して、基地の返還により関連する基地労働者の雇用に影響があると考えられますし、アメリカの国防費の削減といった問題もあります。

ロードマップで示されている在日米軍再編が具体化すると、どの程度の影響があるのか。また、国防費の削減が具体的に在日米軍に何か影響を与えているのか。どうも余り影響は今のところないようですが、この点について、これはどこになるんですか。外務省ですか、防衛省ですか。

○左藤大臣政務官 お答えします。

今先生がおっしゃったように、米軍の再編に関してのいろいろな削減の問題については、今のところはつきりとした影響はありませんけれども、雇用の安定はどうなるのか、こういうことだらうと思います。

具体的にどうなのかといいますと、他の施設への配置転換等によって雇用の継続を図るようにしたい。その際、今までの職種と異なる職種に配置する場合など、必要な場合においては、米軍の再編特措法に基づいて、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練等を実施していきたいと思っております。

当然、そういうことをしながら、駐留軍等労働者の雇用の安定確保について万全を期してまいりたいと思っております。

○横路委員 ロードマップは、再編成は統一的な

パッケージとなっていましたけれども、去年の四月二十七日の2プラス2で、これは切り離すといふことで、沖縄への返還は三区分になりましたね。

一つは、手続後の速やかな返還が可能な地域、

キャンプ瑞慶覧の一部と牧港補給地区の一部。そ

れから、県内移設後に返還が可能な地域、ある場所に移すということによって、では、ここは返しましよう。それから三つ目が、海兵隊の国外移

転後に返還が可能な区域ということになつております。

この2プラス2で、沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で二〇一二年までに作成と

いうようになつていますが、これはどういうような組織で今まで議論してきたのか。まだまとまりてないですよ。今の状況はどうなつているのかというのを、ちょっとお知らせいただければと思ひます。

○城内大臣政務官

二〇一二年四月の2プラス2で合意された嘉手納以南の土地の返還に関する件につきましては、二月の日米首脳会談におきまして、総理から、米軍再編については、現行の日米合意に従つて作業を進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減を実現していく旨を述べ、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致しました。

また、総理訪米の際、岸田大臣もケリー国務長官と個別に会談しまして、嘉手納以南の土地の返還計画を早期に策定することの重要性を説明し、日米間で作業を加速させることといたしました。

この問題につきまして、沖縄の施設・区域の統合計画を作成すべく、日米間で協議を行つておられます。一日も早い土地の返還に向か、引き続き協議を行つてまいりたいと考えております。

○横路委員 そうする

と、環境の問題について、ちょっとお尋ねしたい

ところです。この点に関連して、地位協定について、環境の問題について、ちょっとお尋ねしたい

んじゃないですか。

○城内大臣政務官 この統合計画の内容につきましては、日米間の交渉にかかる事項でありまして、現段階で具体的な内容についてお答えするこ

とは差し控えさせていただきたいと思つております。

いざれにしましても、日米間で一致しているとおり、土地の返還計画を早期に進め、引き続き沖縄の方々の声に真摯に耳を傾け、信頼関係を構築しながら、沖縄の負担軽減に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○横路委員 そうはいつても、この合意されてい

ることがまだはつきりしないで、一方で普天間の移転の方の作業だけは進めようというわけですか、なかなか沖縄の人たちがそれで納得するとは思われませんよ。

そこで、この点に関連して、地位協定につい

て、環境の問題について、ちょっとお尋ねしたい

ところです。この点に関連して、地位協定につい

て、環境の問題について、ちょっとお尋ねしたい

ところです。

という问题是、返還の前に本当は調査をして、ど

ういう問題があるのかということを明らかにしな

いと、過去の例ですと、結構、P.C.B.だと、六

価クロムだと、砒素だとというものが撤去し

た後に見つかって、これを処理するのに大変苦労

したケースが幾つもあります。

したがつて、これは2プラス2の中でも、最初

は二〇一〇年ですか、施設・区域の中に立ち入り

をして調査をできるようにしようということで、

二〇一〇年の十二月に作業部会をつくりましたよ

ね。この作業部会が進まないものだから、二〇一

年には

ないですか。

○横路委員 これは、返還前に立入調査ができる

ようになるんですね。

今、何を米軍はちゅうちょ

しておるというか、渋っているんですか。

○城内大臣政務官

いずれにしましても、ちゅう

よいとしているかどうかは別の問題として、立ち入りにつきましては、立ち入りのみならず、その環

境につきましては、日米間で、二〇〇〇年九月の

2プラス2におきまして、環境原則に関する共同

発表を発出し、日米の関係法令のうち、より厳しく

い基準を選択するとの基本的考え方のもとで、日本

環境管理基準を作成することなどが確認されてお

ります。

○横路委員

これは、返還前に立入調査ができる

ようになるんですね。

今、何を米軍はちゅうちょ

しておるというか、渋っているんですか。

○城内大臣政務官

いずれにしましても、ちゅう

よいとしているかどうかは別の問題として、立ち入り

につきましては、立ち入りのみならず、その環

境につきましては、日米間で、二〇〇〇年九月の

2プラス2におきまして、環境原則に関する共同

発表を発出し、日米の関係法令のうち、より厳しく

い基準を選択するとの基本的考え方のもとで、日本

環境管理基準を作成することなどが確認されてお

ります。

○横路委員

ち入り権について。

○城内大臣政務官

横路委員御指摘のとおり、環

境に関する合意につきましては、二〇一〇年五月

の2プラス2の共同発表を踏まえまして、その同

じ年の十月に、日米間で課長級の作業部会を設置

しましたところがあります。その後、日本側として

は、特に沖縄から強い要望のある、返還前の環境

調査のための米軍施設・区域への合理的立ち入り

を優先的に検討するよう促し、二〇一一年六月の

2プラス2文書におきまして、そのような立ち入

りに関する合意の検討を加速することが決定され

ました。

米軍施設・区域における活動に起因する環境問

題は、周辺住民の皆さんにかかる重要な問題で

あると認識しております。本件に関しては、可能

な限り早期に合意に達することができるよう、日

米間で引き続き検討を進めてまいりたいと思いま

す。

なお、米軍施設・区域における活動に起因する

環境問題につきましては、必要に応じて、日米合

同委員会あるいはそのもとに設けられた環境分科

委員会の枠組みを通じて、協議・対処をしており

ます。

さて、周辺住民の皆さんにかかる重要な問題で

あると認識しております。本件に関しては、可能

な限り早期に合意に達することができるよう、日

米間で引き続き検討を進めてまいりたいと思いま

す。

なお、米軍施設・区域における活動に起因する

環境問題につきましては、必要に応じて、日米合

同委員会あるいはそのもとに設けられた環境分科

委員会の枠組みを通じて、協議・対処をしており

ます。

この環境問題についての立ち入り、これから返還が始まるとすれば、その前にはやはり調査をしなければいけない。本当は、これは米軍がちゃんとやるべきですが、日本の場合はそうならないわけですが、なぜ、ぜひ、その辺のところはどういうことになつてきているのか、この環境問題についての立

いうふうに思つております。

○横路委員 NATOなどは、やはりそういうものはちゃんと立ち入り権を持つてやつてあるので、日本の方は運用でということで今までやつてきているわけでございますが、返還前に立入調査を十分できて、その上で返還を実現するように、沖縄県は特に望んでいるわけでもございますし、その努力をお願いしたいというふうに思います。それでは、駐留米軍の労働条件について御質問いたしたいと思います。

平成二十二年に、駐留軍等労働者の労務管理に関する検討会報告書というのが出ています。これはなかなか問題点を整理されているというふうに思つんですね。この中で、労働条件の改善をこれからも進めていかなければいけない、特に、日本の労働法令が適用されていないのがあるので、その適用を目指していきたい、あるいは、福利厚生や安全衛生の分野で国家公務員や民間に比べて不十分なものがあるので、これは是正も必要だとうような指摘がされています。

この指摘に沿つて、幾つか最近問題になつてゐる点について、一つは、改正育児・介護休業法といふのが、もう施行されてから二年八ヶ月たつてあります。まだこれは駐留軍労働者には適用されていないんですね。問題は、有給でなくていいと言つてあるんですね、ただ、その日を労働日として算入してほしいということで、これはいろいろとボーナスや何かに影響するらしいので、非常にそれは強い要望をしています。

かなり防衛省の方もアメリカと交渉してくれて、大分見えてきているというふうに伺つていますが、今の状況と、これの適用をやはりしつかり実現してほしいと思つますが、いかがですか。

○左藤大臣政務官 今先生が御指摘のとおり、改正育児・介護休業法等を含めいろいろな問題がございます。今、駐留軍等の労働者については、日本の国内法令が適用されていると認識しておりますが、先生おつしやつたように、雇用主は日本であり、使用者は米側という非常に特殊な問題が

ありますので、非常にやりにくいわけであります。

しかし、具体的な労働条件は、日米間で締結する労務提供契約において規定をしているところでございます。そのため、労働条件等を変更する場合には労務提供契約の改正を行つ必要がござりますので、アメリカ側と協議を行つます。

先生のおつしやる改正育児・介護休業法等につきましては、これらの法律に基づく労務提供契約の改正に向けて、日米協議の場で鋭意調整を行つておりますけれども、個々の調整については、いろいろな問題がございますので、まことにもつて申しあわせないんですが、進捗状況を含めて、お答えをとるべく、引き続き米側と協議を進めてまいりたいと思っております。

○横路委員 大体アメリカとも話がついていると、いづれにしても、国内法令に沿つた所要の措置をとるべく、引き続き米側と協議を進めてまいりたいと思っております。

○横路委員 どうぞお聞かせください。この法律の改定を急いでやつていただきたいと思います。

○横路委員 どうぞお聞かせください。この法律の改定を急いでやつていただきたいと思います。

○横路委員 どうぞお聞かせください。この法律の改定を急いでやつていただきたいと思います。

お許しいただきたいと思います。

○横路委員 あともう一つ、改正労働契約法。いわゆるパート労働の人の、正規社員へといいますか、期間の定めのない労働に有期労働から変えることが五年勤めればできるということで、HPTなどの従業員の中でも、五年、十年勤めている人がいるんですね。ですから、この人々、特に臨時的なものでなく恒常的に必要とされている人もたくさんおられるようなので、これの常用雇用者への切りかえができるように、この法律の適用もぜひやつていただきたい。

三つの法律を挙げました。これは割と、改正育児・介護休業法はもう二年ちょっとたつていて、皆さん方期待しているので、アメリカとの話が、あとは大体この四月からの実施です。しかし、皆さん方期待しているので、アメリカとの話もきちんと行われているというふうに聞いています。それで、ぜひ、この検討会の方にも、日本の国内法の適用というのは大前提になつて、これは防衛省も今まで努力してきて、十八ぐらいあつた国内法の未適用が今は三つぐらいになつております。それだけ御努力されてきたわけなので、ぜひこの三つの点についても努力していただきたいと思います。

○横路委員 どうぞお聞かせください。この法律の改定を急いでやつていただきたいと思います。

○横路委員 どうぞお聞かせください。この法律の改定を急いでやつていただきたいと思います。

○横路委員 どうぞお聞かせください。この法律の改定を急いでやつていただきたいと思います。

○横路委員 どうぞお聞かせください。この法律の改定を急いでやつていただきたいと思います。

年も放置されている。

休業手当といふのは、使用者側の責任によつて働くことができない、その場合に休業手当を六〇%払うわけなんですか。ちゃんとした懲戒処分をするには手続が必要です、調査するようになります。そのため、労働条件等を変更する場合には労務提供契約の規定に基づいて、そういう方々が休業状態になつていると我々は承知をします。

六

先生御指摘のとおり、早くこれを解決するためにも、今後とも、日米間で協議をしながら適切に

それから、労働災害なんですが、結構、やはり毎年百四、五十件ぐらい。そんなに大きいものは

努力をしていただきたいというように思いますし、防衛省の方もその努力をしていただきたいと

おるとこでござります。

おるところでござります。  
日米合同委員会合意に違反しているものがある

対応していただきたいと思っております。  
○横路委員 基本労務契約という非常に厚いもの  
がありますが、そこにしつかりと書かれているわ  
けですから、そこに書かれているとおりに手続きを  
踏んでやるように、お互い、米側と話をしてもら  
いたいと思います。

余り多くはありません。小さいものが多い。  
どうも、聞いてみると、同じようなところで  
じょうな事故が繰り返されていて、現場でもつて  
労使で話をして改善することができないん  
ですね。日本の場合は、労働安全衛生委員会でし  
たか、設置することになつておりますし、何か問

いうように思います。一言ずつどうぞ。  
**○左藤大臣政務官** 米軍再編について、先生おつ  
しやつたように、五千六百人以上の人たちが動く  
という可能性が大でありますので、これは極めて  
重要な問題だと思つております。

というのには、確証は得ておりません。しかしながら、沖縄県からの御要望にお応えできるよう引き続き検討を進めるとともに、日米合同委員会合意が適切に実施されるよう、米側との間で必要な協議も今後ともしっかりと行っていきたいと思つております。

あとちよつと一、二点。一つは、米軍における障害者の雇用なんですね。

題があれば、現場の状況について原因究明して、二度とそういう灾害、事故を繰り返さないように

職種に配置する場合は、必要な場合には、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通して技能教育訓練等を行って、引きこもる子供たちを想って、三十。

○横路委員 終わります。ありがとうございます。

これが大体○・二三%くらい 合計で○・六%ですか、法定雇用率でいきますと。アメリカの方はどうなつてあるかというと、法定雇用率はないんですねけれども、やはり障害者の雇用を義務づけていまして、アメリカ国防省全体では七%、陸軍、海軍でも、空軍でも五・六五%ということです。重度の障害者の比率になりますと、○・六とか七%ぐらいですね。スケジュールAという方法があつて、これで雇用されている人になると少なくして、日本並みぐらい、○・一とか二とかいうことです。

○左藤大臣政務官 今おつしやった安全衛生委員会の設置の三項目については、まだ最終的な結論が出ておりません。申しあげてございませんが、関係機関と協議をする等々しながら、鋭意努力をさせていただきたい、このように思っております。そんな難しい問題じやないんですから、その気にしておられるということをやっていますか？アノリカの場合はそれがないんですね。何とかそういう手だてで、そういうのをとるのは無理なんでしょうか。

○横路委員 最後に、ちょっとオスプレイの問題について御質問いたしたいと思います。

沖縄県知事から三百件を超える問題の指摘がありまして、防衛省の方で、今一つ一つ調べてみると。時間を超過した飛行であるとか、やはり問題があるようの上空の飛行であるとか、学校や病院なので、前に小野寺防衛大臣は、国会の答弁で、そういうケースについてはアメリカ側にちゃんと

○中根(康)委員 民主党の中根康浩でございます。本日も、三十分お時間をいただきまして、田村大臣を初めとする皆様方と議論をしてまいりたいと思います。

まず初めに、前回も田村大臣の御見解を伺いましたが、例の東京地裁における成年後見選挙権判断決、公選法十一条一項一号、成年後見人は選挙権を有しないということは憲法違反だという判決が出された。権利を擁護するための制度なのに、

これから障害者の雇用、また多分、法律の改正が国会で出てくると思いますが、一応、駐留米軍の中で働いている人にも、この日本の法定雇用率を少し上げるように、米軍並みに、少し御努力をいただきたいというよう思います。

なつて米軍を説得してもらいたいというように思  
います。

雇用の問題なんすけれども、先ほど示しまし  
た報告書、この中にも、雇用の継続のための施策  
が重要であつて、駐留軍等の再編の円滑な実施に  
関する特別措置法というのがあるんですね、これ  
に基づく技能教育訓練、その他適切な措置によつ  
て

報告するということと、それから、沖縄の方も報告を求めています。

このことをしつかりやるということで、今どんな状況にあるのか。結果が出たら、それをちゃんとアメリカ側に伝えると同時に、沖縄県の方にも報告をしてもらいたいというよう思うんですねが、その点について質問して、終わります。

これを利用すると選挙権を失う。選挙権がなくななるからという理由で、成年後見制度の利用を控える人も多くいると聞いております。公選法を正常ににするためにも、成年後見制度を普及させるためにも、被告である国は、控訴を考えないでもらいたいと思います。

七%いますが、現実、この駐留軍の方は〇・六%でありますて、御指摘のとおりであります。これについて、我々も、障害者雇用の拡大について要請をしております。アメリカ軍も割と理解があると思つておりますので、進んでまいるんぢやないかな、このよう期待をしております。**○横路委員** 世界的に、障害者のための権利条約というのがありまして、それに基づいて、各国ともその条約に合う体制づくりを急いでいるところです、日本でもそうなんですねけれども、ぜひ御努力をしていただければというように思ひます。

て、雇用の継続に資するよう方に万全を期す必要がある。雇用の安定確保というのは、雇用主として最大限努力すべきものであつて、防衛省においてはアメリカ側や組合との連携を密にして、極力人員整理を回避するよう努力していただきたいと、いうように、この検討会の報告書の中に書かれております。このとおりだと思うんですね。

もし、再編がそのまま実現すれば、そこで働くている人は、厚木と沖縄、合わせて五千六百人を超えるんですね。ですから、やはり雇用継続についての努力を、一つは厚生労働大臣にもそういう

○左藤大臣政務官 先生御指摘のとおり、沖縄県知事から、オスプレイの違反が三百十八ほどある、こう指摘をされておりました。沖縄の防衛局において一件一件精査をして、作業を行つております。

具体的には、沖縄県からの指摘があつた昨年の十月から十一月の二ヶ月間に沖縄防衛局が撮影した写真、約三千枚ござります、これについて、撮影時の時間とか場所とか、沖縄県から合意違反があつたと指摘されている航空時間、場所が合致するものを一件一件チェックして、今作業を行つて

思ひますので、直接の担当者である法務省の見解を伺いたいと思います。

三月十八日には、全日本手をつなぐ育成会、そして訴訟弁護団との連名で、谷垣法務大臣に申し入れ書も提出をされておりますし、国会でも公選法改正の動きが出てまいりました。もうこれ以上、無駄な費用や手間をかけないとという意味合いで、国は控訴を断念するということを、ぜひきょうは明言をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○青野政府参考人 お答えいたします。

第一類第七号

今御指摘のあつた東京地裁の事件は、成年被後見人であることを選挙権の欠格事由として定める公選法十一条一項一号の憲法適合性が問題となつてゐる事案です。

でありますので、全く法律と憲法が整合していないということは明らかにされたわけですので、これはぜひ、世界一暮らしやすい国を目指す安倍内閣として御決断をいただきたいと、改めてお願

か、また、遺族年金の方は遺族年金でしつかりとリストがあるわけでございますので、こういうふうな方々を丹念にもう一度しつかりと調べた上で、例えば、こちらの方で直接、個別に請求案内を送るありますとか、それから、それぞれの申請書

当時の国際情勢は、一九五〇年には朝鮮動乱が勃発して、第三次世界大戦すら起ころのではない  
かというおそれがあった。

日米安保条約は大変重要でありますし、日米間の連携が我が国の安全保障政策の基軸であると私は

等々、言うなれば、もうわかつてゐる事項等々は  
こちらで印字してお送りをさせていただくだけと  
か、いろいろなことをさせていただく中で、この  
ような支給が漏れることがないよう努力をしつ  
かりさせていただきたいな、このように思つてお

も考えております。ただ、当時の状況としては、  
日米安保によって、地政学的にも我が国がいわゆ  
る反共のとりでということに位置づけられたので  
はないかとも思いますし、主権回復と同時に、冷  
戦構造にも組み込まれていったという見方もできま

ります。  
**○中根(康)委員** 田村大臣から大変前向きな御答  
弁をいただきました。  
そんなに数が多い、べらぼうに多いというわけ

るのかもしません。  
いずれにいたしましても、四月二十八日を日本  
人にとって記憶に刻むべき大切な日と位置づける  
ことに私は異論はありませんが、これはもう当

ではありますんし、また、当事者の方々は高齢になつておられて、このまま國からの誠意を受け取ることができないままお亡くなりになつていくことであつて、あれば、これは本当に残念なことであつるということでございまますので、総務省を初めとする関係各省庁と連携して、「丁寧な対応」とを心より

然、政府としても十分御配慮いただいておると思  
いますけれども、単に、主権回復、独立だとい  
ふことでめでたいということではないはずであります。  
政府主催で行われようとしている記念式典、  
祝賀だけのものにならないようにしてもらいたい  
ものだと思ってます。

て御努力されるとおっしゃつていただきましたので、どうぞよろしくお願ひをいたします。さて、駐留軍といえば、アメリカ軍が沖縄に駐

ものかと思ひます。  
具体的には、沖縄の方々を初めとする、いろいろな複雑な思いを持つておられる方々にどう配慮した式典とされるお考えなのかをお伺いしたいと

留することになったのは、これはもう委員の全ての皆様御案内のとおり、一九五一年九月八日に調印され、翌五二年四月二十八日に発効した日米安

○田村國務大臣 平和条約の発効による我が国の完全な主権回復と國際社會復帰六十年の節目を記思ひます。

保条約による。

念して、我が国による国際社会の平和と繁栄への責任ある貢献の意義を確認するとともに、これまでの経験と教訓を生かし、我が国の未来を切り開く

本の主権が回復した日、独立記念日とでも言える  
ような日であるということで、私も議員会館の部  
屋に、四月二十八日の式典の御案内を政府からい  
ただきました。

していく決意を確固としたものにするため、記念式典が実施されることは、大変有意義なことだというふうに認識をいたしております。

それと同時に、これはやはり皆さん御案内のとおり、沖縄、奄美、小笠原諸島が日本から切り離されて、米軍の施政下に入った日でもある。今の日米地位協定につながる、米軍への基地の無償提供が始まつた日でもある。つまりは、沖縄の苦しみが始まつた日でもあるということ。

が、戦後の一定期間、我が国の施政権の外に置かれていたという苦難の歴史を忘れてはならないと思うわけでありまして、苦難を耐え抜かれた先人の心情に思いをいたし、沖縄の方々の抱える基地負担の軽減を取り組むとともに、奄美、小笠原、沖縄を含めた我が国の未来を切り開いていく決意

を新たにすることが大変重要である、このようないちもとに開催をさせていただくということでおざいます。

○中根(康)委員 趣旨はよくわかりましたが、沖縄の知事さんを初めとする方々が場合によつては出席できないかもしないという報道もなされております。沖縄の方々も気持ちよく理解していただいて御参加いただけるようする、その具体的な御答弁が、今ちょっと聞き取りづらかったたんであります。

すが、改めて、そのあたりはどう配慮しながら式典が行われるのかということをございますが、もう一度お願いできぬでしようか。

○田村國務大臣 今申し上げた思いの中で式典を開催させていただくということでございまして、具体的なことは官房長官が御回答をさせていただきとすることになろうと思います。

○中根(康)委員 それでは、またいずれかの機会に官房長官からの御見解を拝聴してまいりたいと思つておりますが、ぜひ、御指摘を申し上げた点につきましては、最大限の御配慮を賜りますようにお願いを申し上げます。

私は、むしろ、もちろん戦後生まれでございますし、占領下での暮らしが直接は体験しておらなければなりませんが、ぜひ、御指摘を申し上げた点においては、最大限の御配慮を賜りますよう

お願いを申し上げます。

私が、今申上げた思いの中では式典を改めて開催させていただくことになりますが、もう一度お願いできぬでしようか。

すが、改めて、そのあたりはどう配慮しながら式典が行われるのかということをございますが、もう一度お願いできぬでしようか。

それで、占領統治下、つまりはGHQの民主化

政策の一環として、終戦直後に、四五年から四七年ごろにかけて、例えば、労働組合法、労働基準法、労働関係調整法などが立法された。四七年に定めた学校教育法もこの占領統治下で制定をされたわけでございます。

安倍内閣は、ある意味、これらをことごとく見直そうとしているのではないかとも見受けられるわけでございます。どこかで安倍総理が、戦後レジームの絶対算というか脱却というか、そういう表現をされたということであるならば、こういう統治下でつくられた法律や制度をこの際全て見直していく、そういうことが、今、政府の中で考え方だでございます。どこかで安倍総理が、戦後レジームの絶対算というか脱却というか、そういう表現をされたということであるならば、こういう統治下でつくられた法律や制度をこの際全て見直していく、そういうことが、今、政府の中で考え直していく、そういうことが、今、なつておりますであります。

ここは答えられないと思いますので、結構です。時間もありませんので、続けます。

今、この一環とでも言えるのではないかと私は思つておりますが、ぜひ、御指摘を申し上げた点につきましては、最大限の御配慮を賜りますよう

お願いを申し上げます。

私は、むしろ、もちろん戦後生まれでございますし、占領下での暮らしが直接は体験しておらなければなりませんが、ぜひ、御指摘を申し上げた点においては、最大限の御配慮を賜りますよう

お願いを申し上げます。

私が、今申上げた思いの中では式典を改めて開催させていただくことになりますが、もう一度お願いできぬでしようか。

すが、改めて、そのあたりはどう配慮しながら式典が行われるのかということをございますが、もう一度お願いできぬでしようか。

それで、占領統治下、つまりはGHQの民主化

る、産業の新陳代謝の促進というテーマ別会合、それから、人材力強化・雇用制度改革のテーマ別会合、この議論が全ての国民に明らかにされなければならない」と考えております。

この会議録、議事録を国民にお示しをいたくお願いをいたしますけれども、大臣、いかがでしょうか。

おらないようであれば、これはインターネット等で、ぜひ全ての会議録を公開していただけますようにお願いをいたしますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○田村國務大臣 私の所管ではないものですから、直接お答えはできないわけでありますけれども、今、戦後レジームからの脱却、第一次安倍政権のとき、安倍総理がおつしやられた一つの基本方針でございましたけれども、それにのつとつて

労働法制も、実は戦後つくられた制度を変えていくとしているんじゃないかというようなお話を

だつたと思うんです、前半は。

これに対してもお答えすれば、基本的に明治時代から、これは契約の自由において解雇は自由であるということが基本原則としてあるわけでありますが、そういうような、基本的に自由だといふ中において、我が国の雇用慣行といいますか、

労働法も、実は戦後つくられた制度を変えていくとしているんじゃないかというようなお話を

だつたと思うんです、前半は。

これが、安倍総理が議長をしておられる産業競争力会議、ここで、首切り自由化と言われるよう

な解雇の金銭解決制度、日本の雇用の風景を大きく変える、日本型の雇用のよさを失わせてしま

う、あるいは、日本人のいい意味での忠誠心といふものを否定するような、お金さえあれば何でも

できると、道徳教育を推進しようとしておられる

のつとつてそういうふうに御理解をいただければいいと思います。それを変えようといったって、それは積み重ねでございますから、そう簡単に変わるものではないのであるうということを我々は思つております。

その上で……(発言する者あり)ちょっと静かにしてください。では、今どういう議論がなされてるかというか、そういうのですが、金銭解決というものが具体的に今どういうものだという議論は、まだ私もお聞かせをいたいでない状況でございます。

それで、よくよく考えてまいりますと、この金銭解決というのを、例えば、お金を払うからもう首にするというようなことをやつてはいる国は、世界じゅう、ないわけでございまして、あくまで

ペーパーにはいろいろなものが書いてあるんだけれども。

それで、よくよく考えてまいりますと、この金銭解決というのを、例えば、お金を払うからもう首にするというようなことをやつてはいる国は、世界じゅう、ないわけでございまして、あくまで

ペーパーにはいろいろなものが書いてあるんだけれども。

それで、よくよく考えてまいりますと、この金銭解決というのを、例えば、お金を払うからもう首にするというようなことをやつてはいる国は、世界じゅう、ないわけでございまして、あくまで

ペーパーにはいろいろなものが書いてあるんだけれども。

それで、よくよく考えてまいりますと、この金銭解決というのを、例えば、お金を払うからもう首にするというようなことをやつてはいる国は、世界じゅう、ないわけでございまして、あくまで

ペーパーにはいろいろなものが書いてあるんだけれども。

それで、よくよく考えてまいりますと、この金銭解決というのを、例えば、お金を払うからもう首にするというようなことをやつてはいる国は、世界じゅう、ないわけでございまして、あくまで

ペーパーにはいろいろなものが書いてあるんだけれども。

それで、よくよく考えてまいりますと、この金銭解決というのを、例えば、お金を払うからもう首にするというようなことをやつてはいる国は、世界じゅう、ないわけでございまして、あくまで

ペーパーにはいろいろなものが書いてあるんだけれども。

いすれにいたしましても、そういうことも含めて、労働政策審議会で最終的には議論をされて決定をしていくわけでございますから、ここでそういう議論がなされたとしても、それで即、法制化をされるという意味ではないというふうに理解をいたしておりますし、そもそも、金銭解決といふものは解雇ルールとは若干違うわけでありまして、判決で決定した後にそれを救済するための方法であるというふうに我々は理解をいたしております。(中根(康)委員「会議録のこと、議事録のこと、開のこと」と呼ぶ)

この会議録の公開を、この厚生労働委員会に御用  
供賜りますようにお諮りをいただきますように、  
委員長にお願いしておきます。

この会議録の公開を、この厚生労働委員会に御提出賜りますようにお諮りをいただきますように、委員長にお願いしておきます。

いや御答弁させていたたいています私は所管ではございませんので、所管は内閣府だということふうに思いますから、そちらの方にお聞きをいただくということです。

解雇規制のあり方。これは成長戦略を実現するため、雇用の受け皿がきちんとできれば、働き場所の転換というのか移転というものは、ある意味、可能性があることであろうと思いますけれども、それ以前に、まずこの金銭解決制度が議論をされている。これは順番が逆だと思いますが、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 私も産業競争力会議に出させていただく日があるわけでありますけれども、少なくとも、結構な日があるわけですね。

くとも、私が出席しているところで、金銭解決ルールが具体的にどうだという議論はまだなさっておりません。（発言する者あり）その意味で、あとの資料には入つておりますけれども、具体的にどうだというような議論にはなつております。その上で、今、産業競争力会議の中で議論をさせていただいている主なことは、やはり、一つは、労働移動というものが必要であろう。それは、成熟産業から成長産業に向かって産業構造が変わつておる中において、労働力が移動しないといふと、伸び行く産業に人が行かないといつておいて、

それは、つまりは、先ほど申し上げましたように、労働者の、国民の暮らしや仕事に極めて重要な影響をもたらしかねない、本当に重要な議論だ、ある意味、危険な議論だという認識を持たせていただいておりますので、要旨ではなくて、会議録の公開というものを求めさせていただいておるということで、この点につきまして、ぜひ理事會で御協議をいただき、いずれかの早い時期に、

いかに失業を少なくして、もしくはなくして、労働移動を支援できるかという議論でございます。そういう意味では、民間の職業紹介事業者等々、こういうものを利用しながら、こういうところがうまくそれを仲介していくだらけるならば、労働移動支援助成というような形で何らかの手当ができるのかありますとか、それから今もあるのですが、産業雇用安定センターと

いうものがござります。ここで、例えば出向で  
りますとか転籍のあつせん等々をして、スムー  
に、まだ働いているうちからそういうような準  
をする中において、失業がない中で労働の移動  
できないであろうかとか、また一方で、大  
等々での学び直しで、働いているときからそぞ  
うことをしてかりとやつていただいて、次の転  
に向かつていただけでありますとか、そういう  
うな支援はどうあるべきかという議論を中心と  
させていただいておるという状況でござります。

論はILOの精神にのつとつて議論が深められ、結論が出されていくということでありますけれども、しかし、この産業競争力会議のような、労働者側が入っていない、使用者側だけの議論が先行して、何やらそういう空気がつくられてしまう、既成事実的になつてしまふということを私は心配せざるを得ないと思つております。

最後に、このあたりのところを大臣にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

**○田村国務大臣** 失業なき労働移動、もちろん、失業される方もおられますけれども、それをなるべく

テーマ別会合に提出をした資料にも、「失業なき労働移動」という表現がなされておるわけでありますけれども、この「失業なき」、つまりは、まさに失業者が出てしまった、その上で、どこか、ここに成長産業がありますよ、あそこに求人がたくさんありますよということでは、これは順番が違わけでありますので、失業なき成長産業への労働移動ということ、つまりは、受け皿をまぎつくりとくるということが初めになければならぬ

べく短くしなぎやいけないわけでありまして、これは、今回、我々厚生労働省が産業競争力会議に提出したプレゼンのペーパーの中にも書いてあるのですが、我が省としての一つの大きな売りでございまして、これが参議院選挙が終わつたらそんなものがなくなつたなんということには絶対ならないわけであります。失業というものの、そういう不安、そういうものをしつかり解消できる中において、伸び行く産業、成長する産業に人が移つて

ということ。この失業なきという言葉が、私は  
めて重要なところであろうと思います。  
今は、参議院選挙までは安全運転といふこと  
で、この失業なきということを盛り込んでいた  
いておるかもしれません、まさか、参議院選  
が終わつたら、いつの間にかこの失業なきとい  
ところが消えてしまうというようなことがあつ  
はならないと思います。ぜひ、選挙があろうと  
かるうと、大臣として、ここにしつかりと重点  
というか、ここを大切にしてもらうということ  
を、ここで約束していただきたいと思います。

いける、そういうような政策をこれからしっかりと運営してまいりたいというふうに思つております。それから、今、一方だけで物事を決めていいのかという御議論がありましたが、いろいろな御議論はあられるんだと思います。それはもうそのたまに、今までいろいろな御議論一回それは決まりませんでしたよという御議論も、またいろいろな会議をつくりますと、また何度も何度もいうことはあるんだと思います。しかし一方で、先ほど来申し上げております

それから、繰り返しになりますけれども、今までこの金銭解決制度は、何度も議論されてきたけれども、どうしてもやはり無理だ、これは導入できないという結論がそのたびごとに行われてきただろうと思います。そこをあえてまた今回蒸し返しているということに、私は何か意図的なものを感じざるを得ないと思つております。

最終的には、公労使、政労使の三者協議、こ

が、ここで決まつても、決まつたというか、ここで方向性は出されても、結局は労政審の方でかけなければならぬ話しでありまして、そこではちゃんと当事者の方々に入つていただいて、いろいろな御意見をいただくわけでございますから。ですから、いろいろな御議論はあります、最終的には労働政策審議会というものがあつて、それは ILO の精神にのつとつてつくつておるわけ

でございますので、そこを外すことはないわけでござりますから、そこでまたいろいろな御議論をいただくということになろうというふうに思いました。

わけなんですね。

います。

でございますから、そこでまたいろいろな御議論をいただくということになろうというふうに思いました。

私は、開業医でありましたけれども、同時に、大阪大学の臨床医工学という、医学部と工学と融合する臨床医工学融合教育研究センターの准教授であります。

本日の二つの案件であります、まず一つ目の、戦没者の妻に対する、そして戦没者の父母に対する特別給付金というのがござります。これは、法

論にもう今のうちから委ねて、何か、使用者側だけの方的な議論が先走るというような環境というか状況というものは今のうちから排除をするということが、私は、本来田村大臣らしい指導力の發揮の仕方だということを申し上げて、質問を終わさせていただきました。

いう、ロボットをつくられる先生がおられて、その先生は、もう人間よりもアンドロイドの方が、ロボットの方が上だ、そういう極論までおっしゃるんです。

しかしながら、人間が人間であり得ること、やはり、どれだけすぐれていてもロボットは生物とは認められないとありますけれども、この理由について、申しわけないですけれども、田村厚生

○伊東(信)委員 日本維新の会の伊東信久です。

私は与えられた時間は四十五分ということで、ただいま三十三分なので、十八分までお話をさせ

いただく、質疑させていただく形でよろしいのでしょうか。時間の方も限りがございますので、本日もまさしくと質問をさせていただきたい

○松本委員長 次に、伊東信久君。

はり、どれだけすぐれていてもロボットは生物とは認められないとありますけれども、この理由

○伊東(信)委員 日本維新の会の伊東信久です。

私は与えられた時間は四十五分ということで、

ただいま三十三分なので、十八分までお話をさせ

いただく、質疑させていただく形でよろしいのでしょうか。時間の方も限りがございますので、本日もまさしくと質問をさせていただきたい

○松本委員長 次に、伊東信久君。

はり、どれだけすぐれていてもロボットは生物とは認められないとありますけれども、この理由

○伊東(信)委員 日本維新の会の伊東信久です。

私は与えられた時間は四十五分ということで、

ただいま三十三分なので、十八分までお話をさせ

いただく、質疑させていただく形でよろしいのでしょうか。時間の方も限りがございますので、本日もまさしくと質問をさせていただきたい

○伊東(信)委員 最後の落ちは、私、なかなか大が厳しくて、先日、麻布中学という、東京でいうと、進学率のいい御三家があるんですけども、御三家と呼ばれる私立中学がございまして、麻布中学校の入試問題で、九十九年後に誕生する予定の猫型ロボットのドラえもん、このドラえもんが、いかにすぐれた技術でつくられていっても生物とは認められることはできません、それはなぜですか、理由を答へなさいといいう入試問題が理科で出されているんですね。

確かに、私の知り得る限りでも、ドラえもんというのは、ロボットであるのにもかかわらず、喜怒哀楽もありますし、ほぼ人間と同じような暮らしをするし、かつ、どら焼きという食事までするこれが生物が生物であり得る理由であります。こういうものから、受給対象者と見込みます。

れる方々を拾い出して、個別に御案内をする。それから、単に御案内だけでなく、請求書には、もうわかつている事項はあらかじめ印字した形でお送りする。ですから、それを送り返していただければいいような形に近い形で進めていく、こういう形のことを進めております。

本日の二つの案件であります、まず一つ目の、戦没者の妻に対する、そして戦没者の父母に対する特別給付金というのがござります。これは、法

の細かい精神としまして、やはり家計を支える特別給付金というのがござります。これは、法

の精神的には、国が国家補償の精神に基づき使用者の立場から補償するということですね。

その細かい精神としまして、やはり家計を支えている配偶者であるところの夫、そして、未来へ

の精神的な支えである子供に対する精神の上での補償というのも含まれるのではないか、文言だけではなく。

その際に、先ほどの民主党の中根議員の御質問にもあつたんすけれども、では、国が補償して

くれるというその補償がされなかつた場合の、金額ではない、落胆も大きいと思うんですね。

現実、実態の把握というものをどのようにされ

ているか。つまり、給付される方というのが、今、十万六千件ほど戦没者の妻に関してはある。

その十万六千件、消えた年金問題ではないですか

れども、亡くなられた方もやはりおられたり、そ

れとか記録漏れのある方もあるのではないか。

その辺を、今の現状としてはしっかりと把握しているよ、名簿じゃないですけれども、そういう統計がきつちりとできていますよといいうことを、政府の見解として、まずそこからお答えいた

だけだと思います。

○泉政府参考人 この特別給付金の支給に当たつて、どういう手順で支給していくのかということをお答えさせていただければというふうに思います。

基本的には、御本人からの請求に基づき、これ

を審査して交付することを決定するということでございます。

田村大臣の答弁の中にもあつたと思うんですけども、受給者の方から申告していただく。田村大臣、たしか、こちらからの御案内みたいな趣旨の

ことも述べられていましたと思うんですけども、以前、こちらから案内するというような制度はな

いった方々をそもそも対象になり得る

であろう方に案内する制度というのは、これか

らされるということですか。

○伊東(信)委員 その際ですけれども、先ほどの

田村大臣の答弁の中にもあつたと思うんですけども、受給者の方から申告していただく。田村大臣、たしか、こちらからの御案内みたいな趣旨の

ことも述べられていましたと思うんですけども、以前、こちらから案内するというような制度はな

いいうことについて、請求漏れといいますか、時効にかかるてしまつてもらい損ねる、こういうことが

ないようにということで、請求漏れを減らす目的で、恩給受給者のリストをいただいて、それから

また、援護年金の受給者のリストというのもござります。こういうものから、受給対象者と見込ま

れています。ですが、漏れるといいますか、この給付が直接手に行き届かないというような方々が出てきてお

る方々がいるのであります。そこで、対象者の方々が御高齢とい

うこともございます。

○田村(國務)大臣 今まで、なかなか御申請いた

だけずに、漏れるといいますか、この給付が直接手に行き届かないというような方々が出てきてお

るわけでありまして、対象者の方々が御高齢とい

うこともございます。

でありますから、先ほどもお話をありましたけれども、総務省の方の恩給、こちらの方のリストでありますとか、また厚生労働省の援護年金、遺族年金、こういうもののリストでわかる方々に対して國の方から案内を出させていただくということで、なるべくそういう漏れを防いでいるところをさせていただきたいというふうに思つております。

○伊東(信)委員 それで、その際に、この法律、戦没者の妻や父母ということなんですけれども、戦没者の妻が十万六千件、父母が四十五件ということなんですね。この差異というのは、要するに、十万と四十五という差異は、単なる対象者の年齢によるものなのでしょうか。それとも、また別に理由があるのでしようか。

○泉政府参考人 受給者の、これはあくまで推計、見込みでございますが、お話をございましたように、戦没者の妻については十万六千人ぐらい、それから戦没者の父母の方は二桁、四十五人ぐらいじやないかという見込みであります。これは、なぜ人數が違うのかというお尋ねでございましたが、一つは年齢ということだと思います。妻の場合は、こちらも平均年齢はもう九世代、あるいは百に近くなっているかと思いますが、典型的に言えば、戦後六十八年目でございますので、例えばございますが、終戦のときに二十二歳であつた方が六十八年後には九十歳、一つの妻の典型的なイメージとして申し上げているわけでございます。

一方で、父母の方はそれよりも一世代上でござりますので、年齢的には非常に高いということと、それから、制度的にも、これは子供を亡くした父母全員ではございません、子供を全てなくし

とあります。

が、妻の方が九十五歳、父母の方は百歳というこ

とは、まさしく寿命によるものなのかなとは思う

んですね。

田村大臣と同じなんですけれども、私が子供のころは、六十代、七十年代で大体祖父母の年齢で、八十代の方というのはなかなか見かけなかつたんで

すけれども、今、私の患者様でも最高年齢九十七歳ぐらいおられまして、八十代の方は、ざらにい

ただし、百歳を超えるとやはり急に少なくなり

ると言つたらいけないですけれども、八十代の方

は本当に、ほぼ平均年齢に近いです。

かに成就するというか、寿命を全うしていくかと

いうことなんですか。

百歳の平均年齢であれば、この法律上、やはり亡くなれる方もおられる、それで、国債の償還

ということ、十年償還でやり、五年償還でやつ

うのは不可能なんですね。では、百三十代までい

かに成就するというか、寿命を全うしていくかと

いうことなんですか。

ただ、百歳を超えるとやはり急に少なくなり

ると言つたらいけないですけれども、八十代の方

は本当に、ほぼ平均年齢に近いです。

かに成就するというか、寿命を全うしていくかと

いうことなんですか。

○伊東(信)委員 その際の制度上の問題なんですけれども、償還期間中にお亡くなりになつて相続

という形になりまして、人数的にたくさん的人数

はござりますけれども、單に、法の精神とし

て、冒頭で申し上げましたように、国が國家補償

の精神に基づき使用者の立場から補償と。

だから、その対象者からいわゆる相続といふ

うは、それも法に基づいているから問題はないと思

うんですけども、例えは、その時点で打ち切る

ような制度とか、そういつた考え方というのは、シ

ステムづくりというのは考えられないのでしょうか。

○伊東(信)委員 それは、受給者の方が途中でお

亡くなりになつた場合には相続人の方に相続され

る、こういうことは今申し上げましたが、そこで

打ち切れないのかというふうなお尋ねだったかと

思ふんですが、これは先ほども申し上げました

が、昭和三十年代あるいは四十年代からこうした仕組みですとやられております。

恐らくは、その趣旨といいますのは、一定期

間、制度によって五年あるいは十年なわけでござ

いますが、その期間、いわば慰藉といいますか、

大変な御苦勞を受けられた方々に対しての慰めと

いうふうなことをお尋ねだったかと

思ふんですが、これは先ほども申し上げました

が、昭和三十年代あるいは四十年代からこうした

仕組みですとやられております。

これは、やはりこういった細かいあれなんですけれども、

と、補償の概念でいえば、いわゆる特別給付金と

かも含めて、いろいろな方法で支援をされている

ようなんですか、その対象者となる方、つまり、もともと軍人であり軍属であつたり準軍属

であつた方々の配偶者であり父母であるというこ

となんですか。

これはちょっと細かいあれなんですか。

准軍属の中にも、國家総動員法による被徴用者と、

軍の要請による戦闘参加者ということなんですか

れども、國家総動員法の性質上、この二つはかぶ

る、これが適切なんだろうということですと行

われてきたという経緯なのではないかというふう

に思われます。

そうしたことから、やり方を変えるということ

になれば、やはり当事者に対しての国からの気持ちの伝え方として本当にそれでよいのだろうか、

いろいろな御議論が必要なのではないかというふうにも思います。

では、こうした形で、これまでと同じ形で、継続して行うという内容の法案でお願

いしているものでございます。

○伊東(信)委員 そういうことなんですね。この法案に関して、やはり継続の法案でござります。

○伊東(信)委員 そういう趣旨ではないんです。

ただ、そういったチエックというか、そういう

考え方もあるということをおわかりいただきたいの

と、補償の概念でいえば、いわゆる特別給付金と

かも含めて、いろいろな方法で支援をされている

ようなんですか、その対象者となる方、つまり、もともと軍人であり軍属であつたり準軍属

であつた方々の配偶者であり父母であるというこ

となんですか。

これはちょっとお聞きしたくて。

それから、単に現金の支給という形ではなくて、こうした形のある国債というものを差し上げる。

国債には、先ほど記名国債と申し上げました

が、裏には御本人のお名前が記載され、それか

ら、表にはこの法律に基づく国債ですということ

が明記されたような、そういうものを、いわばわ

ります。

○泉政府参考人 準軍属の中身として、國家総動

員法に基づく被徴用者とそれから軍の要請による

戦闘参加者、そういう御指摘があつたかと思いま

すが、いずれの場合も、法律上、準軍属という扱

いです。

ざわざつくつて交付しているという形でございま

す。

これは、やはりこういう形というのが、国とし

て、これが適切なんだろうということですと行

われてきたという経緯なのではないかというふう

に思われます。

ざわざつくつて交付しているという形でございま

両者の違いということでございますが、これはちよつと私どもの所管と別のことなので明確なところはあれでござりますけれども、被徴用者といふのは、総動員法という法律に基づいて、その法律に基づくいろいろな手続がとられて、いわば徴用という手続で行われた、その記録がきちんと残つてゐるものという形だと思います。軍の協力による戦闘参加者というのは、そういう形でなくて、一つの事例としては、沖縄などではいろいろなことがあつたと思いますけれども、戦闘行為、そのすぐ近くにいる民間の方、そういう方がその場の場の状況に応じていわば戦闘に参加する形になつた。

いろいろな場合が本当にあらうかと思いますが、一つの事例としてそういうようなものがイメージできるのではないかというふうに思いました。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

もちろん対象となるのは、ちよつと帰られたんですけれども、左藤政務官がおられるときにお聞きしてもよかつたかなと思うんですけれども、事前通告していませんので、この話はよくわかりました。

それで、先ほどから、対象者、対象年齢のお話をさせていただいているわけですから、百二十歳、百二十五歳というのは生物学上難しいということであれば、この法律の今後の見通し、例えば、先ほどから、対象者、対象年齢のお話をさせていただいているわけですから、百二十歳、百二十五歳というのは生物学上難しいということであれば、この法律の今後の見通し、例えば、ダイビングして、そこに飛行機が沈んでしまって、そこで、いわゆるゼロ戦であるとか戦車であるとか、そういういた旧日本軍の設備が残つているんです。

それで、ちよつと御指摘の要素があるんで

あるのか、では五年後はどうなのか、十年後はどう

なのか、こういう御指摘かと思います。

人数あるいは年齢については、御指摘の要素が

あるということはそのとおりだと思います。た

だ、ではそのときどうするのかというの

は、これ

はもうその時点でどういうふうにしていくのがいいのか、やはり人數は少なくてもそういう方々がいるのであれば制度として継続していくというこ

とは何か、あるいは何らかの見直しを行うのか、それは、そのときのさまざまな状況を全体を見て検討していくことではないかというふうに思います。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

人間の寿命というのはやはり限られているものであり、時間というか年月というの人は人間の意思とは別にたつていくというのが今の三次元の我々

が生きているこの場でありますので、今のお話はよくわかりました。

この件に関する最後の質問になるんですけども、私はラグビーをして、ラグビーと、もう一つはパラオにも何回か行ったことがあるんですけども、パラオにペリリュー島というのがあります。

それで、小笠原諸島に行つたり、もう一つはパラオにも何回か行ったことがあるんですけども、パラオにペリリュー島というのがあります。

そこで、いわゆるゼロ戦であるとか戦車であるとか、そういういた旧日本軍の設備が残つているんです。

先ほどの遺骨の話ではないんですけれども、例えれば、ダイビングして、そこに飛行機が沈んでしまって、そこにコロニーができたり、ゼロ戦もそうなんですね、そこにコロニーができる、ダイビング

スポットになり得るわけなんですけれども、もともと国際法上いろいろあると思うんですけども、それでも、今後のこの法律の見通しみたいなものはあるのでしょうか。

それで、ちよつと御指摘の要素があるんで

あるのか、では五年後はどうなのか、十年後はどう

のか、こういう御指摘かと思います。

人数あるいは年齢については、御指摘の要素が

あるのか、では五年後はどうなのか、十年後はどう

ちよつと私どもの所管と別のことなので明確なところはあれでござりますけれども、被徴用者といふのは、総動員法という法律に基づいて、その法律に基づくいろいろな手続がとられて、いわば徴用という手続で行われた、その記録がきちんと残つてゐるものという形だと思います。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

人間の寿命というのはやはり限られているもの

であること、我々が潜れる範囲での、私は職業ダイバーではないわけでして、いわゆるファンダイブ

という、ダイビング免許で潜れる範囲での、海底

にそういういた遺骨もあるのではないかというよう

な趣旨です。

ただ、たくさんの方ではないです、パラオと

いうのはいわゆる占領下のときでも特殊な状況で

ありましたので、そういうような場所もあるとい

うことだけ、ちよつと御承知ください。

時間もないのに、次の質問に移らせていただき

ます。

次に、駐留軍関係離職者の臨時措置法の方から

まず聞かせていただきたいと思うのですけれども

も、主な職種と現在の従事者数というのは、全体

のことをお聞きしたんですけども、どういった

職種の方が多いのかというの、今回の離職後の

雇用にもかかわると思いますので、職種と、でき

れば割合みたいなものがわからばと思います

ので、ちよつと教えてください。

○豊田政府参考人 お答え申し上げます。

駐留軍等労働者の職種についてでござりますけ

ども、在日米軍との間で締結しております労務

提供契約で定められております。全体では、現時

点で約三百五十種類存在しているわけでござい

ます。

その主な職種と人數につきましては、例えば、

航空機や機械、土木等々の専門の技術者の補助を

行う管理専門職というような分野の職員が約八百

名、それから、在日米軍の施設内にはさまざま

な職務の内容に応じて五つの基本給表を定めて

いるところでござります。

また、諸手当につきましても、国家公務員に支

給されております、地域手当、扶養手当等々の手

当を設けているところでござります。

さらには、年次の給与改定につきましては、從

容、帰還というのは非常に重要な任務として取り

組んでいるところでございます。

ただ、今お話をありました、何か海底に沈んで

いるものをどうするということについては、厚生労働省としてはタッチしておりません。では、ほかの役所でどうかというところは、ちよつと承

知りおりませんので、そういう形でございま

す。

○伊東(信)委員 趣旨としては、そういうたとこ

ろに残存している遺骨もあるのではないかとい

うこと、我々が潜れる範囲での、私は職業ダイ

バーではないわけでして、いわゆるファンダイブ

という、ダイビング免許で潜れる範囲での、海底

にそういういた遺骨もあるのではないかとい

うことです。

○伊東(信)委員 済みません。もう一つの質問

だつたと思うんですけれども、

では、重ねて質問させていただきますけれども、賃金は地元の同種の職種に比べて高いので

しょうか。賃金自体は、やはり公務員に準ずるか

ら高いのでしょうかというの質問です。

地位協定に基づきまして、日本国政府は、米側

が必要としている方を駐留軍等労働者として雇用

いたしまして、その労務を米側に提供するとい

う、いわゆる間接雇用方式をとつておるところで

ございます。

駐留軍等労働者の方につきましては、国家公務

員ではございませんで、いわゆる民間人でござい

ます。

地位協定に基づきまして、日本国政府は、米側

が必要としている方を駐留軍等労働者として雇用

いたしまして、その労務を米側に提供するとい

う、いわゆる間接雇用方式をとつておるところで

ございます。

駐留軍等労働者の給与につきましては、昭和三

十一年以来、国家公務員の給与体系を基礎とした

う一つの契約の対象者で見ますと、基本給表につきましても、国家公務員の俸給表を基礎といたしまして、職務の内容に応じて五つの基本給表を定めて

来から国家公務員の給与改定と同時、同率による  
という方針でやらせていただいているところでござ  
ります。

うな支援措置は必要不可欠なものだというふうに認識しているところでございます。

国それぞれの漁獲量を決めて、それをみんなが守っていくという枠組みで進めております。その枠組みの中で現在進めておりますが、現

○伊東(信)委員 こちらの提言も、ここは厚生労働省なので、いわゆる漁業協定とかそういうた話に突っ込んでいくとまたちょっと違う話になります

○伊東(言)委員 でも  
以上でござります。

それでもいいと思うんですけれども、その給与自体でも、その体系を変えてくださいという質問ではなくて、その方がやめられたとき、ハローワークに行かれて、また、雇用保険をもらうと思うんですけれども、そのときはそもそも給料がベースになるわけなんですね。そうすると、日額でいうと大体八千円ぐらいもらえるわけなんです。掛ける三十日であれば、二十四万円であるわけです。

（美）我等、これら、之によ  
り、駐留軍関係離職者及び  
業された方のお気持ちを  
いった質問を含めて提言  
わけなんですかけれども、  
で、次の御質問にかえさ  
んです。

○伊東(信)委員 実際先ほどダイビングの話をしましたけれども、マグロとカジキマグロは違うんですけれども、カジキマグロが泳いでいる姿とかを見たんですけども、本当にすごいスピードで泳いでいくわけでして、これをどうやって把握するのだろうかと疑問に思つたもので。この国際協定のほかに、いわゆるワシントン条約というのがありますて、ワシントン条約で規定されている中に、いわゆるサメ類があるんですね。ところが、一部つづり(?)をつけたり

からの干涉で我が国の労働条件が左右されることが多いがなものかなというのを、厚生労働委員の私の立場からちよつと素朴に疑問に思つたもので、質問させていただいたという趣旨で受け取つてください。

それで、先ほど十八分ごろであろうということとで、あと二分ですので、ちよつとまとめに入らせたいと思います。

いわゆる最初のイントロダクションのときにドラえもんの話をさせていただいたんですけどこれど

年齢というのは五十五歳から六十歳で、余りよろしくない事例ですけれども、リストラ対象者になつて、失業されて、雇用状況を考えると、やはり二十四万を三年間もらえるとなると、なかなかちょっと就職される気持ちも湧かないのではないかなどと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしようか。

○**豊田政府参考人** 先生御指摘のとおり、近年の動向としましては、駐留軍等労働者は高齢化が進んでおりますし、離職者も高齢者が中心でございまして、再就職が困難であるという状況にござります。

われに値するサメ類とかの規制が二週間ほど前にございまして、気仙沼の漁業に携わっている方といふのは非常に打撃をこうむつたというニュースが新聞報道でございました。いわゆる漁業離職者に関する臨時措置法といふのは、マグロであつたりカニであつたり地びき網であつたり、大きな船が対象になつてゐるわけなんですが、日本の排他的經濟水域の中でこのワシントン条約が入つてくるのはいかがなものかなと思つたんですけども、國際協定自体の定義といいますか、どれだけの縛りがあるのか。實際、この法律自体の詳細というか、どれだけ

も トラン somon というのは 田村厚生労働大臣が  
おつしやつたように、漫画の世界であつて、その  
漫画の世界であつて夢を与えてくれるわけなんで  
すけれども、その夢を与えてくれるポイントとし  
ては二つあると思うんです。

一つは、ドラン somon の持つているポケットが四  
次元になつていて、いろいろなものが入つてい  
る、いわゆる空間の広がりなんですね。もう一つ  
は、机の引き出しがタイムマシンになつて、いわ  
ゆる時間の広がりなんですね。そもそも、ドラン  
もんがのび太君のところに来たのは、その孫であ  
るセワシ君が、のび太君が会社を起こしたけれど  
も潰れてしまつて、その借金がひどいから、のび

しかしながら、御案内のように、平成十八年五月一日に、日米安全保障協議委員会の際に公表されました、米軍再編の実施のための日米ロードマップというものが出来ておるところでござります。その中には、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐でございますとか、在沖縄米海兵隊のグアムへの移転等々が予定されているところでございます。

このような状況を踏まえますと、今後、場合によりましては、大量の離職者が一時的に発生する可能性も出てまいりうることでございまして、私どもとしては、現時点において、現状のよ

○柄澤政府参考人 お尋ねのマグロの関係でございます。  
マグロにつきましては、御指摘のように、かなり広域を回遊する魚種でございますので、一国だけで漁業管理をすることがなかなか難しいというところで、海域ごとに国際的な地域漁業管理機関といたしまして、国際連合食糧農業機関がござります。これがござります。いずれも我が国が参加をいたしまして、イニシアチブをとつて議論を進めておりますが、科学的にどのぐらいの資源量があるかという点を調査し、分析し、それに基づきまして参加することを続けてまいりたいと思います。

○柄澤政府参考人 お尋ねのいわゆる漁臨法に基  
づきます支援の対象と いうのは、特定漁業といふ  
ことで、法律の考え方からして、具体的には政令  
で指定されるということです。

法律上は 国際協定等により規制が強化され  
ることに対処するため、緊急に漁船の隻数を縮減す  
ることを余儀なくされるというようなことでござ  
いますので、この国際協定の内容というものは広く  
考えられているのではないかというふうに承知し  
ております。

○太君をちゃんとさせよう、そういうことです。  
何が言いたいかと申し上げますと、いわゆる、  
そこに未來の責任と過去の責任というのがあると  
思います。今回の一部改正の法律に関して、まさ  
しく過去の責任というのがあると思うんですけれ  
ども、今回、アベノミクスが誕生しまして、いわ  
ゆる政権与党である自民党さんには、今後の未來  
の責任に関してじっくりとお考えいただければと  
切に思いまして、私の質疑を終わらせていただき  
たいと思います。時間どおりです。

○松本委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新的会の足立康史でございま

す。

所信質疑に統いて、きょうは法案の審議ということです質間に立たせていただきます。

先般の所信質疑の際に、私、冒頭、尊敬する田村大臣と申し上げました。御面識というか、余りなかつたんですが、いろいろこれまでの政治活動とかを拝見していまして、尊敬すると申し上げたんですが、質疑をずっとこの委員会で御一緒していまして、伊東委員は我が党内でもなかなか相手にするのが大変な議員でありまして、この伊東委員の議論に厚労大臣としてしつかり御答弁をいただいて、本当に改めて尊敬をしている次第でございます。

それで、先般の所信質疑について、きょうは法案の審議ということなんですが、先般、医療法人会計基準について私の方から御質問した際に、一部、医療法人会計基準なるものが策定をされてい、る、制定をされているという御答弁があつたので、私、そのとき、あれつと申し上げたわけですが、改めて、その実際について、この場をかりてちよつと御答弁をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○とかしき大臣政務官 三月十五日の答弁でお話しさせていただきましたのは私でござりますので、私の方からお答えさせていただきま、す。まず、答弁に当たりまして、委員の御指摘に対しましてちよつと言葉が足らず、誤解を生むような表現がありましたが、まずは先におわびを申し上げたいと思います。

そこで、どの点に説明が不十分であったかということをお話しさせていただきたいと思います。公募債を発行できる社会医療法人については、企業会計基準と同じものを使うことになつて、私は、会計基準を策定している、このよう

うに答弁してしまいました。

しかし、正確に言いますと、これは、公募債を発行できる社会医療法人特有の会計基準を策定したわけではありません。会計基準がない法人は医療法人だけであり、医療法人独自の会計基準を策

定すべき、このように委員は御指摘なさつていらっしゃいますけれども、この問題意識に照らせば、正確ではない答弁になつてしましました。

またさらに、混乱させてしまつたことに対する申し上げます。申しわけありませんでした。

○足立委員 大変誠実な御答弁かと思います。ありがとうございます。

ちよつと私がからも補足を申し上げます。

先般、所信質疑という大変大きなテーマを扱つ

場で、若干テクニカルな話を申し上げたのは、や

はりこれから、医療界とどうか、医療、介護、福

祉、社会保障について、国民会議を含めてさまざま

な議論がある。大変な財政も既に投入をされて

いて、これからもその点については非常に大き

な、保険料も上がつて、また、財政も追加で

投入をしないと回らない。これが今、医療、介護

の現実でございますので、もちろん高齢化の中で

当然のことではあるわけですが、厚生労働省そし

て医療界におかれでは、やはり、今我々が直面し

ているそういう事態にどういうふうに向き合つ

ていくのか、そして構造改革をしていくのかとい

うことが問われている、こう思つて、いるわけで

す。

その際に、会計基準というものは、ちよつと駆

けたところがございましたので、私はおわびを

申し上げたいと思います。

そこで、どの点に説明が不十分であったかとい

うことをお話しさせていただきたいと思います。

そこで、私の会計基準を策定している、このよ

うに答弁してしまいました。

しかし、正確に言いますと、これは、公募債を

発行できる社会医療法人特有の会計基準を策定したわけではありません。会計基準がない法人は医

療法人だけであり、医療法人独自の会計基準を策

の算定をすることによって債権者保護をするということです。医療法人の場合は配当はしないといふことですから、同列に扱う必要はそもそもないということは言えると思います。

一方で、医療も民間でありますから、法人税はかかるでいるわけで、お支払いをいただいているわけでございますが、では、法人税を払うときには、かつては、医療も民間でありますから、法人税はかかるでいるわけで、お支払いをいただいているとこ

ろでは、医療界の実態は、いわゆる、かつてので

すよ、かつての中小企業並みというふうに、誤解があつたら医療界の方々に失礼ですけれども、医

療も零細あるいは中小の法人が大変多いわけです

から、當利の中小企業と同じような難しさとい

うものに、会計上、当然、実態としてあるわけであ

ります。

では、中小企業についてどうかというと、中小

企業庁が、もう十年以上前から、中小企業の会計

に関する研究会というのを、関係者を全部集め

て、徹底的に、中小企業者にとって使いやすい会

計基準、会計のあり方というのはどういうことか

ということをけんけんがくがくやつて、公認会計

士協会なんかも協力をして、中小企業庁も全面協

力をしてやつてきた。

それは誰のためにやつているかというと、実

は、今三つの法律を御紹介したわけですけれど

も、そんな法律がなくとも、そもそも、法人税の

問題は重要だと思いますが、加えて、医療を經營

されている方が、みずから自分の経営状態につ

いて把握をするためには、あるいはほかのところ

と比較をするためには、やはり会計基準をちゃんとつくる方がいいと。

さらには、自分で自分のことをチェックするだ

けじやなくて、いわゆる利害関係者への情報提

供。

それで、この利害関係者への情報提供といった

ときに、その最たるものは、私は、医療において

は、それは国民じゃないのか、納税者じゃないのか。

なぜならば、八五%は保険料も含めた公費で

賄われている世界なんだから、広く利用者、そして国民に対して医療経営の実態というものを明らかにしていくことが、それは医療界のためだ。

医療界がこれからも健全に発展をしていくためには、そういう点での御努力がもう少しあつてもいいのかなということです。

ちよつと長くなりますが、大事なことなのでもう一言補足をしますと、小泉政権のときに、平成十七年十二月に医療制度改革大綱というのが閣議決定をされ、そのとき会計基準をやろうねということが書かれたわけです。

その後、四病協が中心になつて医療法人会計基準検討委員会というのを開催して、第五次医療法

改正の施行に当たる十九年四月には、そういうことでしたものを何とか整備したいねということをおつ

しやつて、いたやに仄聞をしているわけですが、そ

の後、もう六年を経過して、私は政治家としての立場をこの十二月に与えていたいた後、ところ

で、あれはどうなつて、いるかなということになつたら、どうも進んでいないということだったの

で、所信質疑で問題提起をさせていただいた、こ

ういう経緯でございます。

要すれば、これはなかなか難しいんです。だか

ら、四病協の皆様がこれをまたやるよということ

で言つておられると思うんですけど、中小企業のと

きにやつたことを思うと、中小企業庁は、中小企

業財務課を擧げて、これをもう十年間やり続け

てきましたね。そうすることによって、実は、

中小企業の経営が健全に保たれるし、また、さ

ざまな政策措置をその後、それに従つて、いる例

えば中小企業庁がコミットをしている中小企業

会計のあり方に準じて情報開示をしている中小企

業者については政策金利を下げるとか、いろいろなことができるんです。

私は、先般、政策イノベーションという言い方を

したかもしれません、厚生労働省におかれ

も、これからやはり医療の分野、健康云々戦略と

いうことでやられるわけですから、早くこの議論

を進めないと、要は、政策が後からついていけな

い、ある種の基礎なんですね。だから、私は愕然として、これは大丈夫かな、こんなことでその他いろいろな政策がこれから打てるのかなということを問題提起している。

したがつて、録画がされる場ですから申し上げると、私も医療界に何か無理なことをやつてほし

いとか、やるべきだとか、あるいは、四病協の皆様におかれても、何か反対のあることを無理にやるべきだと申し上げているのではなくて、医療ならではの論点があると思うんですね。

例えばリース会計をどうするか、退職給付会計をどうするか、医療会計ならではの、なかなか企業会計と同じようには情報開示するのには適当じやないぞというような問題が多分あるから、それはこう扱おうとかいうことを、医療界の実態に即した情報開示、財務情報開示のあり方を整備していくべきではないか。

ちょっと演説になつてしましましたが、そういう趣旨で申し上げたので、ぜひ、田村大臣におかれでは、四病協でこれから検討されるやに聞いておりますその議論、ぜひ役所として、民間中心でやるのは、これはそうあるべきだと思います、民間中心で議論している医療法人会計基準の議論を、やはり厚労省とされても、役所からもしっかりとサポートをしていただきたいと思いますので、一言だけ、その点、大臣からお願ひできればと思います。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○田村国務大臣 足立委員の問題意識というものは私も共有している部分があるわけでありまして、医療機関、医療法人もさまざまですけれども、かなり大きなお金動かしているところもあります。そういう意味で、その経営、運営が、より持続的に、安定的に、それでいて、健全であり、透明性というものをしっかりと担保できるという意味からすれば、やはり医療法人の会計基準なるものを早急につくるべきだという御意見、それはごもっともだというふうに思いま

す。

今、四病協の方が検討を始めているということを問題提起しているのは、いずれも委員御承知をいただいておるとおりであります。大分進んできてる部分はあるんだというふうに思います。

いずれにいたしましても、基本は、やはりみずからがやつていただかなければならぬわけでありまして、そこは踏まえつつも、これはなるべく早く早く早くこれを策定できるように、厚生労働省も全力を挙げて積極的にお手伝いをしてまいりたい。できれば、二十五年度の早い時期にこれが作成されるよう、我々もお手伝いをしてまいります。

○足立委員 田村大臣、本当にありがとうございます。

かつて、医療の分野においては、M.S.法人とかいう呼び方で、メデイカルサービス法人といふものが医療法人をがつと取り巻いて、今でもそうだと思います。結局、さまざまなもの医療ビジネス、ビジネスと言つちやいけませんね、医療産業、医療産業、本当に巨大なコングロマリットといふか、巨大産業ですから、そこでさまざまなもの医療法人をがつと取り巻いて、今でもそうだと思います。つまり、医療法人をがつと取り巻いて、今でもそうだと思います。この場合は、駐留米軍の再編、米軍基地の再編という、言うなれば、日本の安全保障、日本の安保の中において、大変な大きな流れの中で、沖縄に集中している米軍基地をどうしていくんだというような中で出てくるような課題であります。だから、そのM.S.法人を通じた税務上のいろいろな議論が喧伝された時期もあつたと思います。

それについては、税務署等の努力もあつて、あるいは医療界自身が、私も、伊東先生初め、同士に医師がたくさんいらっしゃって、よく議論しますが、やはり、医師のある種のモラルというか、それが、やがて、医師のある種のモラルというか、それでもつて、医師がたくさんいらっしゃるところがあると思うんですね。

だから、これからもう少しそれを制度化して、医療界への信頼、信頼はあると思うんですけど、それでも、さらに増していかれると思つております。ごめんなさい、長くなりまして。

きょうは、駐留軍や漁業離職者に関する法案の審議ということですので、幾つか御質問をさせていただきます。

まず、きょうは二本のうち、離職者の方に絞つて私は質問をさせていただきますが、駐留軍、漁業、この離職者臨時措置法というのは、いずれも、国際環境の変化を背景としている臨時措置法、それが何度も延長されてきているということです。

今、国際環境の変化と我々一般にいうと、日本はグローバル経済社会の一員ですから、国際経済に巻き込まれて、その中のマクロ経済運営をしているわけですし、漁業であれ、あるいは駐留軍の、基地の関係とか、あるいはそれ以外にもさまざまな国際環境変化に取り囲まれていているわけです。そういう中で、この二つだけを取り上げて、成されるよう、我々もお手伝いをしてまいりました。そういうふうに思つております。

○足立委員 田村大臣、本当にありがとうございました。

○足立委員 まず、駐留軍の関係でござりますが、最近、数十名から百名くらいの方が毎年離職されて、支援の対象になつています。

平成二十三年度につきましては、新たに求職申し込みをされた方が百三人、それから再就職された方、これは同じ方というわけではありませんが、二十三年度に再就職された方は十人でございます。最初からの状況でいきますと、支援期間の中で六万七千人の方が再就職したという状況でございます。

それから、漁業離職者につきましては、最近では、平成二十一年にマグロの関係で多数の離職者が発生しまして、二十一年度から二十三年度までに三百七十七名の方が支援の対象になりまして、こちらの方は、その間で三百三十一名の方が再就職している、こういうふうな状況でございます。

○足立委員 ありがとうございます。

その上で、今回のこの法案、私は、累次の、ずっと統いている法律なわけですが、改めてこの支援策を拝見しまして、支援の体系があるわけですが、聞き及ぶというか教えていただいたところによると、ずっとこれは変わつてないんだ、ずっと統いている法律なわけですが、改めてこの

離職者が生まれてくるという問題。

それから、漁業離職者の場合も、国際協定といふ中で協力して協定を結んでいかなきやならぬと、言うなれば、日本が外交上、いろいろルール等々において離職者が生まれてくるという問題。

こういう、国が大きく絡んだ問題であると同時に、歴史的ないろいろな経緯がある中において、このような法律が続いてきておるわけでありますので、そういう意味合いで今回の延長であるというふうに御理解をいただければあります。ただ、いろいろ労働省の政策もイノベートされ

てきているわけですね。

この法案の措置については、特に変わつてないのか変わつているのか、ちょっとよくわかりませんが、これで十分なのかなという印象を持つっています。もし、実態に即してもっと充実ということか、イノベートできることがあるのであれば、やつたらどうかなと思うんですが、この点、いかがで

○岡崎政府参考人 雇用政策につきましては、先生おっしゃるように、状況に応じてさまざまな対応をしてきているということになります。

たた この関係につきましては、このスキームの中、雇用保険が終わった後につきまして、職業転換給付金の給付をしながら職業訓練や職業指導をしていく。このスキーム自体は、基本的には維持した方がいいのかなというふうに思つてゐる  
と。

ただ、一方では、職業訓練の中身でありますと、か就職指導のやり方等につきましては、いろいろ、最近の技法等、あるいは最近の再就職先に向けたどういう訓練がいいのか、そういうことを見ながら対応していくことでありますので、そういう状況もしながら、工夫をしながら進めていきたいというふうに考えております。

雇用保険事業の上乗せ措置だということです。今おっしゃつていただいたと思います。そういう意味では、雇用保険のさまざまなものの中、雇用保険のさまたげた制度は当然使った上で、追加措置がされているということを承りました。ありがとうございます。

あと、時間も限られていますので、私、この法案については本当に、臨時措置を繰り返してきてるので、恒久法にしたらどうかとか、二分野だけれどもうちひとつと一般化したらどうかなとか、いろいろ考えたことはあるのですが、先ほど大臣からも、この背景となつて二つの事案についての御紹介もいただきまして、こういう臨時措置法という形での延長が適当かなというふうに

受け取させていただいた次第でございます。

残る時間、きょうの質疑で、民主党の中根委員の方から産業競争力会議について質問をされ、また、大臣から御答弁をいただいたのを聞いていまして、ちょっと私もやりたいなというふうに思いました。法案の審議ではございますが、このままではちょっと、それこそ誤解を与えかねないとい

うふうに思っています

方々といろいろ政策連携をしたり、また自公与党の皆様と連携させていただいたり、さまざまに形で政策ごとに連携をさせていただいて、日本維新の会は是々非々ということで今進めておるわけですが、きょうのような、先ほど中根委員からあつたような御議論というか、問題の提

起のされ方を伺つてみると、民主党の方と連携してきた一部の方かな、こういう印象を強く持つたわけでござります。

組まれて、いる議論、私は、とても大事な議論で、今やらなければいけない議論が網羅されている、網羅かわからませんね、やらなければいけない議論の大事が部分がしっかりと取り上げられている

と思います。例えば、先ほど大臣からも御紹介があつた失業なき円滑な労働移動、本当に重要な論点だと思っております。大臣のプレゼン資料も挂見をしております。

たた 一 点、ちよと心配になるのは、この先業なき円滑な労働移動、雇用維持型から労働移動支援型へという議論は、実はもう、二十年前から私が役所にいたころも、隣でやつていらつしやつたのをよく覚えています。我々も、経産省も結構いろいろとワイングが広いのですで、そうした労働政策についても担当者を張りつけて、経産省として協力できることはないかということで、いろいろ我々も勉強したのをよく覚えています。

では、この雇用維持型から労働移動支援型への

政策シフトということ、もう十年、二十年前からあります。今まで言つてきたことはできていないのかな、できているのかな。この辺の実態を、これまでも同じことを言つてきた、この点について、では、一般会計、雇用保険について、そういう例えは、いつまで続くのか、いつまであるのか、

は政策資源のシフトというのは実際に起こったのか。これをぜひ教えてください。

○岡崎政府参考人 履用政策につきましては、その時々の産業の状況、それから、その構造変化に伴う雇用問題がござる。たゞ、その問題がござる限り、必ずしも雇用問題を解消するための政策として、雇用政策を実施する。これがござる。

おしましてどういう形で対応していくかということとで対応しております。

おりました。一方で、このころは、不良債権の処理に伴います産業移動が必要ではないかというようなお話をもありまして、労働移動の助成金につきましても、約百億円の予算をとつておりました。

ただ、やめ使われなかつたところはあるんですね  
が、そのころはそういう配分になつていて。  
最近は、リーマン・ショックを踏まえまして、  
相当、雇用調整助成金の方をふやしたということ

であります。一方で、労働移動助成金につきましては、その後の状況の中で縮小したままになつてきているということであります。

いろいろなことを考えて、先ほど大臣からもありましたけれども、雇用調整型から労働移動型へといたることで、雇用調整型の助成制度と労働移動型の助成制度をどういう形にしていくかということを考える必要があるかな、こういうふうに考えておるところでございます。

これから御提示をしていいつていただきたいと思い

ます。  
例えば、当時、私も自分でやつていたことなん  
ですけれども、政策を、例えば、雇用維持型の政  
策も、今局長がおつしやつたように、局面において  
はある程度要るわけです。雇用維持型の政策と  
労働移動促進型の政策と、それから能力開発みた  
いの、いろいろな政策を組み合せて、どうやつ  
うか、いろいろな議論をして、それが、今後は、

いな これも 二目に入るかもしませんか 人材育成、能力開発みたいなもの、大きく三つあるとすれば、それが、例えば、経年的にその予算規模がどういうふうにしてシフトしてきてるかみ

問題意識の人間がいたときに、わかりやすくていいなど。  
実際、そのシフトを打ち出しておられるわけで  
すから、具体的な、厚生省の政策がそういうふう  
にシフトしている、あるいはこうする、こうなつ  
たいなことを具体的に見せていくは、私のような

たということをお示ししていくだけれど、  
りがたいなというふうに思つております。  
それから、先ほどの中根委員からの話で、産業  
競争力会議の中で、解雇絡みの金銭解決の話が出

私は、また田村大臣に僭越なことを申し上げる  
わけですが、やはり立法措置は要る、こう思つて  
いるんです。

もちろん、この議論は、厚労省とされては、あくまでも失業なきということで打ち出されているわけだし、別に立法措置がなくても、判例法理があり、その積み重ねがあり、一定の助成金等での

政策措置も講じておられるということといふは厚労省的には大体やることはやつているぞという氣分もわからないではないんですが、今、産業競争力会議あるいは規制改革会議で論点提示がなされつつあるように、やはりこの分野の立法措置は私は必要だなと思っています。

今の解雇法理は三つの問題があると思っていまして、一つは、単線的に過ぎる。単線的というのをすれば、解雇が無効だ、違法だとなつたときには、これは解雇無効という出口しかないんです

ね。恐らくそうだと、基本的には解雇は無効です。という出口しかない。

それはまさに単線的で、経済的理由による解雇について、これはいかがなものかと裁判所でなつたときに、それは例えば、解雇無効という出口もあれば、金銭解決という出口もあるよう、そういう単線的でない、もうちょっと多様な出口を、解雇に係る法理について、もつとしっかりときてきたらしいな。やはり、厚生労働省が立法措置でそれをリードするということはあるといかな。

二点目は、やはり不正確だ。労働契約法十六条に象徴されるような、こういう規定はますますよくわからない。やはり、もつと手続規範を確立して、労使自治を重視して、もうちょっと要是予見可能性のあるよう、そういう明確な解雇法理、解雇法制というものがつくられていったらしいな。

三点目は、ちょっと厳格に過ぎる。これは、要すれば、回避努力を求めているわけですが、その回避努力の求め方がちょっときついんじゃないかなという印象。この三点を、私自身は持っています。

私は、田村大臣であれば、この話は多分御理解されていると思うので、民主党のあいう質問にくじけず、立法措置も含めて、この分野についてはしっかりと検討していくことをぜひ明言いたします。

○田村国務大臣 まず、一点目の、雇用維持型から労働移動支援型へという話の中において、実は、産業競争力会議の中でも、雇調金の使い方に比べて労働移動支援の方は少ないじゃないかといふお叱りをいただきました。これは、リーマン・ショック以降、徐々に基準はもとに戻しておるんですが、急激には戻せないと、今、もとに戻すべく努力をしておるわけでありまして、徐々に減ってきておるわけであります。

そこで、労働移動支援の方に大胆に使えというような御指摘もいただいております。そういう御

指摘をいただきながら、我々の方でも、これは大きな方向転換もあるわけでございまして、できましたときのことをやつてしまいたいというふうに思つております。

それから、今の部分なんですが、若干、私の認識が間違っているのかどうか、先生と合わないところなんですか、間違っていないと思うんです。要は、労働契約というものは、自由な中で、解雇も当然自由な中で動いておる中に置いて、権利の濫用というもの、これは厳に慎まなければいけないわけでありまして、その原則に基づいての、解雇權の濫用とというものに対する裁判所でいろいろな判断が出てきておる。その判例をもとに、労働基準法、そして今は労働契約法でありますけれども、そのような法文になつてきています。裁判所でいろいろな判断が出てきておる。その判断はもう実態がそれを求めているわけです、私の認識では。だから、大臣の御答弁はちょっと、もうちょっとやりたいなと。

しかし、例えば金銭解決なんかの話でいうと、これはもう実態がそれを求めているわけです、私の認識では。だから、大臣の御答弁はちょっと、もうちょっとやりたいなと。

ですから、そう考えますと、それはそれなりに今までの歴史の中、歴史の中というのは、当然、時代とともに変わつてきます。多分、裁判所の判断は、これは私が言う話ではないのでありますけれども、あの中を見てみますと、いろいろと変わつてきている部分もあるわけでありまして、それは実態に合わせて変わつてくんですね。

その実態というのは、一体今どのような雇用慣行であるのか、労働の中の環境であるのか、といういろいろな部分があつて、それに応じて、解雇たるものがどういう条件、そういうような中においてなされるのかという話でござりますので、実態が変わらないことには、法律だけつくつたところでは、本当に、その法律がどのように今度は裁判所の方で御判断いただくのかという話になつてくるわけであります。

まずは雇用慣行みたいなものが変わっていくかというところに資しているのではないのかなとうふうに思うわけでありまして、実態が今のままで、どんな法律をつくつてもなかなか難しいのです。はないのかなというのが、実は私の今の認識でござります。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕

○足立委員 保守的な御答弁かなと、ちょっと残念に思うんですが。

しかし、田村大臣が今とても重要なことをおつきやいけないわけでありまして、労働法は、私本当に重要なと思っていまして、労働法

ますし、そうでなければ逆にワークしないということですから、しつかりとこの金銭解決については大臣のリーダーシップで道を開いていただきたいと存じます。

私がこう申し上げると、先ほどの議論じゃないですが、何かまた弱い者いじめをしているように思われるかもしれません、こういいうビジネスの裁判所でありますけれども、そのような法文になつてきています。裁判所でいろいろな判断が出てきておる。その判断は、ビジネスの実態に合つたものにすることができ、要は、労働契約というものは、自由な中で、解雇も当然自由な中で動いておる中において、権利の濫用というもの、これは厳に慎まなければいけないわけでありまして、その原則に基づいての、解雇權の濫用とというものに対する裁判所でありますけれども、そのような法文になつてきております。

裁判所でいろいろな判断が出てきておる。その判断は、ビジネスの実態に合つたものにすることができ、要は、労働契約というものは、自由な中で、解雇も当然自由な中で動いておる中において、権利の濫用というもの、これは厳に慎まなければいけないわけでありまして、その原則に基づいての、解雇權の濫用とというものに対する裁判所でありますけれども、そのような法文になつてきておりません。

裁判所でありますけれども、そのような法文になつてきておりません。

私は、正直、この派遣法や労働契約法についてどういう解決手段があるかというの、今まで議論がなされました。ただ、その中にお採用はされてこないわけでありまして、あくまでも、その後においていろいろな解決手段というものが、これも先ほど申し上げましたけれども、ではどちらから申し出るのかということも含めて、世界的に、一方的に事業主が申し出るという

ものは、田村大臣あるいは自民党が、あるいは自公がしつかりと数を持つていれば、もつといいものができます。だから、やはり民主党との妥協の産物だ

ことは余りないようありますけれども、そういうことも含めて議論はすることはあるのだと思います。

いずれにしましても、どの場面で議論をされるにしても、最終的には、これは労働政策審議会の方で御議論いただきかなきやいけないという一応決まり事でござりますので、そこで議論された上で適切な判断がなされますので、そこでは、大臣の本音は、もうちょっととそこはこうした

ことは余りないようありますけれども、そういうことも含めて議論はすることはあるのだと思います。

○足立委員 ありがとうございます。

私も、公労使の審議会が決ることだという、この労働法制の基本については十分理解しております。

に御答弁をいただければと思います。

○田村國務大臣 まず、派遣法でございますが、基本的には、まず労働者をしっかりと保護していくかなきやいけないというのは当たり前でありますけれども、いろいろと、製造業派遣の原則禁止の部分、登録者派遣の原則禁止の部分、いろいろな部分がありました。

しかし、そこは、本当にそれが働く側のニーズに合っているのか、また、もちろん、雇う側のニーズに合っているのか、いろいろなことを議論しながら改正をしたわけであります。それでもまだ、やはりお互い、違うんですよ、我々とそれから当時の民主党さんだとほかの政党と考え方は違うんですけれども、それぞれ違う分野から問題はあるねという認識があつたものですから、研究会をつくつて議論をするということで、これは附帯決議に入れまして、今現在、いろいろと議論をいただいております。

それから、労働契約法の方でございますが、こちらに関しては、やはりちょっと心配なのは、五年を超える契約で無期になるということで、その前に雇い止め等々が起つてくるという御心配をいただいております。

これに対しても、どういうよな対応をしていくべきなのかということを引き続き検討させていただぎながら、問題が生じないように、最大限の努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○足立委員 ありがとうございました。

以上で終わりますが、本日は本当に、とかしき政務官を含めて誠実な御答弁をいただいたと思つております。本当にありがとうございます。

また、質疑の中、一部、一部の委員に失礼なことを申し上げたかもしれません、これも私の仕事でございますので、何とぞ御容赦をいただき

ますよう、大変ありがとうございました。  
○松本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時二分散会

厚生労働委員会議録第一号中正誤

ページ  
段行  
マルメ  
ヌルメ  
マカル  
正誤

平成二十五年四月十二日印刷

平成二十五年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

D